毎月一回發行

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)
No 72. MAI 1894.
(LE BULLETIN PARAIT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第五月刊行
明治廿七年
第七拾貳號

明治廿一年五月創刊
（明治廿五年五月六日第貳種郵便物認可）

廣告

◉建碑費募集ニ付告白

故大坂府典獄從七位前田素志君客年十二月十二日病ノ爲メニ永訣ス　君ハ警察及獄務ニ從事シ功績最モ顯著ナリ因テ茲ニ功績ノ徒ニ堙滅ニ歸セン事ヲ慮リ有志ト謀リ紀念ノ碑ヲ建設シ功績ヲシテ永遠ニ傳ヘシメントス乞フ有志ノ諸君ハ建碑費ヲ補助セラレンコトヲ

附言　建碑場所ハ大坂府下東成郡都島村大字中野櫻ノ宮ニシテ本年六月ニ建碑ノ豫定ニ候條可相成ハ早々御寄贈之運ニ冀望致候且送金ハ小林三郎宛ニ御取計相成度候也

小林三郎
田宮之春
明治二十七年三月　建碑發起人　永田直之丞
細川正雄
赤松皆恩
隔山利吉郎

○教誨叢書第二十八輯目錄

明治廿七年四月分
每月一回出版

●教誨○勤勞と道德（留岡幸助）○克己（原胤昭）●宗教○監獄に於て悔改せし話（米國キンボール夫人）連知上人御文章●傳記○鳥居彦右衛門（戸川殘花）●讀史書感○我が日の本○日本の人種（長陽外史）●日新公教訓歌解●勸話○澤庵和尚弟の方へ遣す文○天の惠○市兵衛記（天福堂主人）○信仰剛志確意專行（渡邊望造）●理科仙郷○地震の話（濃川生）●聯珠○詠歌○格言●讀方○地理階梯○日本の山獄

北海道樺戸月形村　同情會

大日本監獄協會雜誌
定價（一冊　金七錢　半年分（六冊）　金四十二錢　一ヶ年分（十二冊）　金八十四錢）　郵送料（五号活字二十五字詰一行ニ付）　廣告料（十一行以上一回　六錢　二回　五錢五厘　廿一行以下一回　五錢五厘　二回　五錢　廿一行以上分　五錢　二回　四錢五厘）　但交換廣告ハ一切謝絕ス
全國無
發行兼編輯者　佐野尚
印刷者　池田宗平
印刷所　東京並木活版所
明治廿七年四月三十日發刊
發行所　東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地　大日本監獄協會事務所
賣捌所　東京市淺草區黑船町廿八番地　東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地　池書院
其外各書店　臨時

大日本監獄協會雜誌第七拾貳號目次

◉論說
○懲教師諸賢……佐野尙一
○新寃罪の辭……四
○教育と犯罪との關係に就きて（承前）……綿貫檉外……五
○西南豁牢紀行……佐野尙……八
◉講義
○看守勤務法……別天生……一二
◉雜錄
○別房留置人に就きて○押送途中滿期者を拘禁したる費用○信書及び書籍の下付方○屋禁處罰の件○領置品の受授○獨歩の禁○放免囚を內地に送還す○監獄の別異法○看守押丁女監取締の靴下○新生○刑事被告人の書類認方○變体の監獄○國庫支辨案○典獄聯合會議○典獄聯合會の注意○有益書記百○眞木監獄課長の歸京○佐野尙氏○條件附獄前處置○監獄の作業○看守奉職の宣誓○餘罪の發覺して拘置監に在る囚人○作業の科程○囚人動作の號令○監獄署と監獄支署間との連絡
◉新聞雜報
○監獄雜俎……二五
◉質疑應答
〔本誌第七十一號矢島勇君の質疑に答ふ○全○第七十一號看守志願生に答ふ○全○質疑三件
◉飜譯
○囚人骨格測度法……加地鈔太郎譯……三○
○犯罪の預防及刑罰……原胤昭……三五
◉寄書
○在監人に對する外來の信書告示方に就きて○書籍差入の件について○監獄の衛生○看守長の改正服制は速に實施せられんことを望む○看守諸君に望む○押丁全廢に付きて四件
◉官報
○三池集治監東九州沖繩各縣獄務會議事錄……四七
○第四回九州各縣監獄教誨師會議決議……五六
○東京市養育院實況一斑……五八
◉海外通信
○故獄務顧問ゼーバッハ氏の建碑の謝狀……六一
○監獄及囚人……六一
◉謎叢
○冥途の土產話……六五
◉彙報數十件……六六

◉會　告

○本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲け申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るへく簡單なるものを寄せられたし

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度候

○郵券を以て代用せらるゝときは二割增たる事

○會費の送附及ひ會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

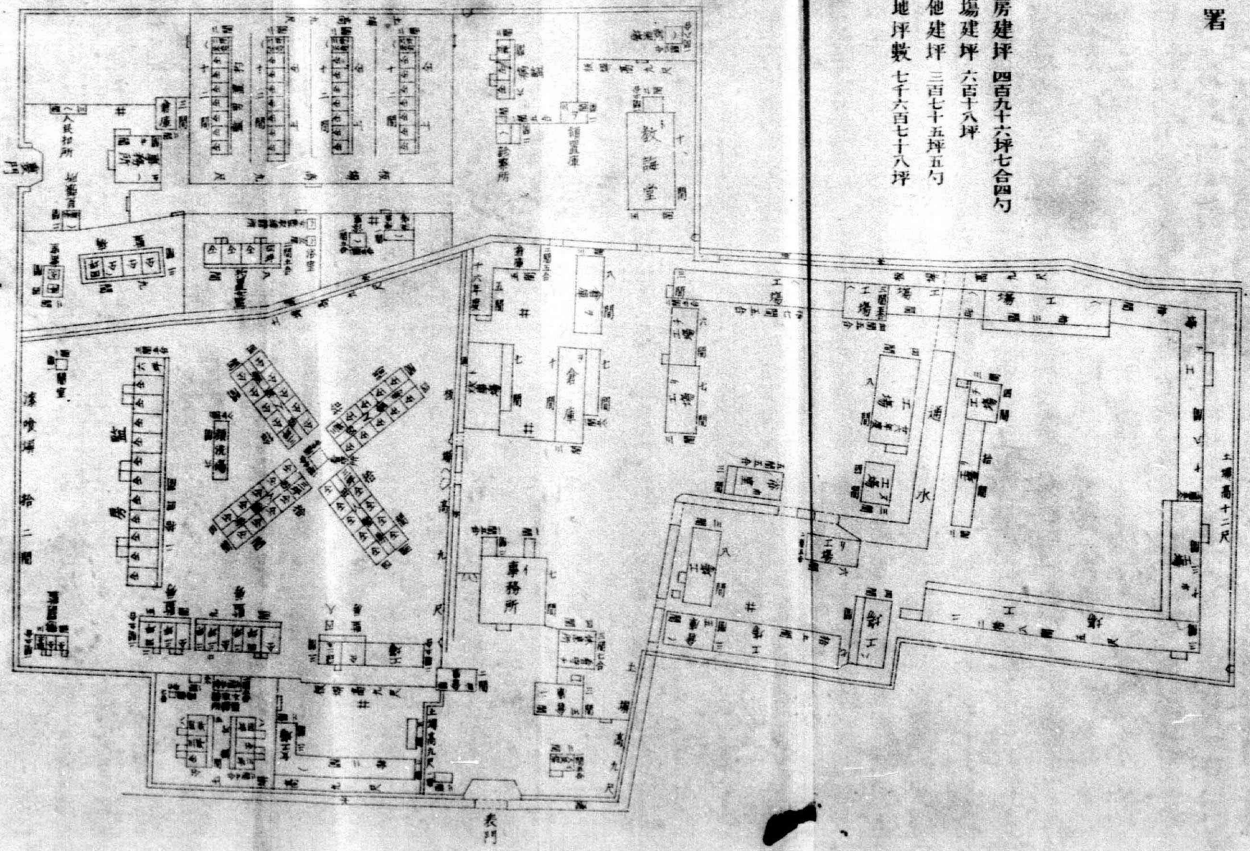
○會計に關せさる往復文書は東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告候事

大日本監獄協會

大分縣監獄署

一 監房建坪 四百九十六坪七合四勺
一 工場建坪 六百十八坪
一 其他建坪 三百七十五坪五勺
一 敷地坪數 七千六百七十八坪


教誨堂
倉庫
事務所
工場
通水
溜池
溜池
溜池

大日本監獄協會雜誌第七十二號　明治廿七年五月

論說

◉檄教誨師諸賢

佐野尚

監獄改良の聲は如何、四五年前に在りては、一時世論の囂々に伴はれ、民間にも亦多少此の語を聞きぬ、今、將、何處にか反響する、予輩は玆に再び此の激語を放ちて、四五年前の夢を演せんとの野心あるに非ずと雖も、畢竟此の激語何の効をか奏し來たれる、一々詮し來たれば、其の収果の虚無に屬するを嗤笑せずんばあらざるなり、一時空濱の囂論、邪熱に冒されたるのみ、蚊蚋の雷同したるに在るのみ、好事者の附和したるに過ぎざるのみ、今日に在りては、「一聲は月が鳴いたか杜鵑」の感あるに止まる、徒に聲の大なるもの、其の心必や虚なり、前轍既に我に教ふ、後車の戒と爲し、永く心に銘せん

徐に監獄前途の大計を講ずる者、是等の浮誇者流にあらず、張外者流にあらず、唯、特り堅實堅硬なる斯道勉必者に在るのみ、殊に其の當局に在るもの、實に多もとなす、然り而して、監獄事業の目的たる、罪惡減省の一事は、全く斯道諸士の終局となすべき点なること、恰も數多の川流、各、其の方向を異にすと雖も、流れ行く先の大海なるが如けん

罪惡減省の事業は、固より難し、豈、容に催れ難きのみならん、其の効果を奏せんこと、石田に種子を播するが

如く、徒に勞するところの多くして、其の効果を見ること少なきなり、然りと雖も、苟も社會の存する限りは、監の事業をして、遂次頽廢の際も忽諸に付するを能はざるは言を俟たず、此の比較的に効果を収むる能はざる多數の事業にして、若、諸士の之に當たる徒かりせば、將た誰か之れに任ずる者あらん、然らば此の罪惡滅者に大任は、愚かりて諸士の双肩に在りと謂はざる可からず

晩年大に我が監獄の改善を來たしたるは事實なり、然りと雖も、監獄の目的たる罪惡滅者は如何、予輩は茲に之れを詳說するの材料を有せずと雖も、或は未だ之れに對するの効を擧ぐる能はずと云ふも、過言に非さるべしと信ず、若、夫、社會の文明は、漸次犯罪者を生出すべきも、比較的に矯惡反正の効を収むる能はずとせば、常に犯罪者の增加するあるを免れざると明かなり、而して今在監囚員に就きて、初犯、再犯以上の者を調査するに、實に左表の如し

二十六年六月末日調

初犯	一四、〇九六	二十六年十二月末日調
再犯以上	一六、九一〇	二九、四六七
		三四、一七九

（此の内二縣の調査を脫す）

此の統計は、固より其の數の確實を期する能はずと雖も、大体の傾勢に於て、再犯以上の者五割四分を占めたるなどを知るに足るべし、是、豈、明かに罪惡の減者せざる証にして、吾人の最も痛嘆に堪へざる現象ならずや、予輩は必ずしも之を以て、治獄者の責に歸せんとするが如き愚を學はずと雖も、此の現象の消長は、一に懸かりて當局者の力如何に在りと云ふを躊躇すべし

予輩は、あすしも四人に直接する所の者、而、感化の實と著かんことを期し、之れが方法に關する意見を述べ、監獄改良の一助に供せんとす

設施監上に於ては、先づ監獄の目的を說くを要す、其の目的の如何は、監獄の固有する所の責務を盡くすにも拘ばらず、此の忌むべき結果を生ずる所以は、他に原因の存するものなくんばあらず、予輩は、必ずや感化の機關と相須たざる可からず、獨り監獄其の者に依りて、罪惡の減圓と監獄事業の目的を達する

會社を設くるも、尚、其の効果を得べきなり、二三の府縣教誨師相連合して、各々地方の有志者を説きて、僅に一會社を設立せんなれば是、豈、諸士に在りて、最々の業にあらずや、若し予輩をして激語を放たしめば、之れすら、尚、爲す能はずとせば、到底惡漢無賴の輩に向かひて、教訓を施し、之れを勸化するに足るの能力なしと云はんのみ、若、夫れ宗派の異なるが爲め、相合同する能はざるが如きことあらば、是れ實に沙汰の限と云はざる可からず、素と保護事業たる、須らく社會の博愛者、擧げて之に任すべくして、區々たる宗派を爭ふべきものに非ざればなり

余輩は、唯、諸士の之に對する熱心の度極めて薄きを憂ふ、今に至りて、尚、保護會社の存立せざる、（一二あらと雖も）是れ全く教誨師の冷淡なるより出つ、殊に斯の事業たる、苟且偸安の計を以てすべきに非ず、一意誠心以て之に從ふも、尚、足らざるあるを慮ゆ、況はくは、其の熱心なること、北海道に在る教誨師諸士の如くなれ

此の社會的保護事業としてい予輩の特に教誨師諸士に囑望する所以のもの、諸士のまさに社會に盡くすべき任務として、博愛者として、慈善家として、監獄の職に在る者として、諸士一體の勢は、之を設立するに容易なるものにして、諸士に寄む所のものあり、徒に諸士を責めんとする者に非ず、聽勢、稍、急激に失し、言長の譏に欠くる所ありと雖も、熱情溢れて斯の如きのみ、宏恕の量、希はくは恕せよ、茲に之れを徹して、普く教誨師諸賢に告ぐ

◉斬魔劍の辭

我に斬魔劍あり、宗教の名稱なきの劍、之を揮て我が邪心を斬り、我が迷心を斬りて、光風霽月

の如きを得む

我に斬魔劍あり、貴賤の爲めに隔意せられざるの劍、之を採り來て放たば、希はくは、貴賤の爭たる貼賂收受の弊を斷ちて、一片の雲なき秋天の如きを現ずる

我に斬魔劍あり、春風萬木を薙の如きの劍、之を放たば、希はくは彼の兇漢匪徒の惡根を斷ちて、忝々たる良民に化するを得む

我に斬魔劍あり、例ひ之を放たずと雖も、孤劍鏘々の音を聞かしめば、希はくは、彼の兇漢匪徒の剛愎を斷ちて、僞服せしむること、恰も春草の風に靡くが如けむ

我に斬魔劍あり、僅に二尺に滿たずと雖も、亦、優に五尺の身軀を托するに足る、其の犀利なるあり、金鉄をも斷つに足るべく、其の爽なること、秋水の潤るが如く、之を振たば、光芒陸離、人を射來て、徐に快哉を喚ばしめ、之を佩ぶれば、凜然として愛を發し、佩緒整然として垂る

◉教育と犯罪との關係に就きて（承前）

綿貫一煙外

茲に本題に就きて、二三の統系を掲げて、聊か鄙見を陳述し、諸君の參考に供したりき、然るに其の調査にかゝる材料は、既に逃へたるか如く、或重罪囚を拘禁する一監獄にて得たるものに過ぎず、之れに由りて、直に教育の犯罪に及ぼす勢力は、盡く斯くあらんと、一概に斷定したるは、少しく大早計にはあらずやとの恐なきを能はざる次第なり、尚、進みて、廣く其の材料を蒐集せんことを務めたりき

然して未だ充分滿足すべき好材料を得ざりしと雖も、幸にして東京歌山、兵庫、岡山、廣島、大分の五縣（各支廳を除く）に

就きて、本年一月の現在幼年囚にかゝる統計を得たるも、亦以て前說の誤認にあらざるを証するに足るか故に、左に之を掲けん

以上五縣幼年囚惣員壹百四十八人

百人に就き

			百人に就き
父母	兩親を有するもの	四五	
	兩親の一方を失ひたるもの	三〇、四一	
	兩親共に失ひたるもの	二五	
教育	小學校の教育を受けたるもの	五四	
	家庭其他にて教育を受けたるもの	七一	四七、九六
	無教育者	七七	五二、四三

抑、兒童の兩親を有すると否とは、大に教育の多少に關係を及ぼし、延きて犯罪の多寡に影響を來たすものなることは、既に之を詳述せり、故に今之を再論するの必要なきに依り、唯、茲に其數を擧けて諸子の一覽に供するのみ、余は、曩に有教育者と無教育者とに關する統計を掲けて曰はく、此の中舊律によりて處刑せられたるものありて、犯罪の當時未た今日の如く、教育普及の時代にあざらるを以て、無教育者の數は、比較的に多數を占むるは、云ふまでもなきことなれども、現今教育旺盛の時と雖も、其の數は正に大半を領するものと確認すべし、今西海南海、及、山陽道の一部分に屬する三四の監獄に就きて、その統計を爲したるに、右に揭くるか如きの結果を見るに至れり、亦以て所論の誤認なきを信するに足らん、此の表は、其の修業數年の長短に拘はらず、總く有教育者として取調へられたるものなるを以て、若、此の中に就きて、仔細に之を分類したらんには、僅に幾年若しくは幾ヶ年位小學校に通學して、其の卒業に際學せしものゝ如きも、亦、頗、多からん、如此ものは、有教育者と稱す可からず、試に擧へん、六七才の兒童が、僅數年乃至一ヶ年の間、小學校に加入せしとて、何の感動をも爲さゞるにはあらずや、故に如此者を、盡く此の中より除却したらんには、眞正の有教育者は、極めて僅少なるものと知らるべし

又、茲に何か故に、幼年囚のみを採り來たりて、材料と爲したるかに就きて一言せんに、抑も年長の囚人に依りて統計を爲すときは、未た小學校の創設せられざる維新前にありて、成育したるもの多々叅之れありて、自然比較上の正確を得ざるものあらん、之、幼年囚に就きて、統計を爲したる所以なり

今、和歌山外四縣に就きて取調を爲したる前表中、小學校にて教育を受けたるもの、及、家庭其の他にて教育を受けたるものゝ二項を合はせば、七十一人となる、此の數なる、前陳せし如く、固より都て有教育者として算出すべきものにあらざるも、茲に七十一人と云ふ數は、眞正の有教育者と假定し、之に依りて、教理上如何に教育の犯罪に關係を及ぼすべきかを、讀者に知らしめんとす

現今我か國學齡兒童の、就學不就學の割合は、就學五分一厘にして、不就學四分九厘なりとす、故に單に數理上に依りて算出するときは、犯罪者の數は、百人に就き、就學人員中より五十一人、不就學人員中より、四十九人あるべき筈なるに、右五縣の犯罪者の割合は、就學者四十七人九六にて、不就學は五十二人四三となる、之れに由りて觀るも、曩に我か學齡教育と犯罪とは、正に逆比例の結果を顯すものなりと論せしは、決して不當にあらざるを証するに足らん、而して此の計算に依るときは、五縣に於ける教育の功用として見る可きものは、僅に百人に對して、三人四合の犯罪を防遏せしに過ぎず、然れども、之を全國の學齡（二十四年の統計七百二十二万〇四百五十人）に對するときは、二万四千五百四十九人餘は、全く教育の爲めに犯罪を防遏し得べき理なり、其の功果の偉大なること眞に此の如し、況、余輩の常に論する如く、尋常小學校卒業以上の學力を有するものゝみに就きて、此の比例を爲したらんには、如何に驚くべき大多數の人員を得べきか、又、況、教育の功果は決してかゝる有形的の數理に依りて論すべきものにあらざるをや、其の無形上にありて、如何に偉大なる功用を爲しつゝあるかは、

差し吾人の想像し能はさる所にして、亦、稀りて多かるへきなり

◉西南監牢紀行

佐野尚稿

百聞は一見に若かず、机上の論は實歴の談に如かずとは、古人の論説は我を欺かず、余や素より百聞ある者にあらず、然れども乏しき所は、十見にあり、机上の論ある者にあらず、然れども缺なき所は實歴にあり、豊後柿築は余か墳墓の地なり、故に考査の塾に謂せんとの念ありし折柄、恰も良し、本年四月十五日を以て、三池集治監、九州、沖縄各縣監務會議を開かるる由を聞きては、必遑りて禁むへくもあらず、遂に三月二十日を以て出發の途に上りぬ

此の行、日子を費やせること五十七日、三月二十日を以て發し、五月十四日を以て歸京したりき、參觀したる監獄は、岐阜、兵庫、大分、福岡、佐賀、熊本、小倉、宮崎、愛媛、高知、廣嶋、尾道、岡山、大坂、京都にして、その數は、實に十有五の多きに達しぬ、是に余か書に參觀したりし各監獄を合はせば、少なくも三十有餘に下らさるへし、此の行至る處、會員諸君の歡迎に接し、優遇を得たるのみかは、熱心なる實歴上の談話と、我か協會に對する希望とを聞くことを得て、余か聞見を擴めたりしは、あれ實に余か心肝に銘して、終生忘ること能はさる所なりとす

余か今回の監獄參觀の嚆矢は、實に岐阜獄にあり、これより參觀したる監獄の順次を記載すへき筈なれとも、徒に叢事を記載して、貴重の紙幅を塡むるは、余の欲せさる所なるか故に、之を概括して記載することとなし、唯、之を參觀する際の余の行ひし所、及、感じたる所を述べて、後の後に記事に及ぼさんとす

一　余はその監獄に赴かんとせば、その途次の旅店茶舗、又は車夫等に就きて、必すその土地の情況、人情の厚薄、物産の豊歉、人民生活の程度、其の他諸般の事を問へりき、これ大に犯罪の有無に關係する所あるを以てなり

一　余は、巡閲官にあらされば、固より帳簿等の調査を乞ふの權利を有せず、故にその觀たる所は、すべて四人の動作、作業の適否、獄舍の構造、教育の進否、其の他外形に現はれたるものに過きず、故に記も亦之に隨ふ、畫、外形の整否は、以てその監獄の整否如何を卜するに足るものなれば、之によりてその他を推せは、亦以て大過なきに庶幾からんか、然らは余か外形の觀察は、徒に外形のみには止とまらさるへし

一　余は、至る處の監獄として、一揖の後、當局者か、開口第一に、獄舍の構造の不完全、作業場の狹隘、看吏の不足なる談話を聞かさるはなし、今日の情勢、亦、何れとして然らさるものあらん、余は誠にその說の大に然るあとを信するものなり、然れとも、余は伏して當路者諸君に望む、諸事整理し、一として欠缺なき監獄ならんには、庸常の士、猶、よく之を處理すへし、決して諸君の如き敏腕利手の卓士を要するにも及ばさるへし、政府か今日諸君をして、その任に當たらしめたるは、その意の存する所亦此にあるへきと信ず、されば、今日の盤根錯節は、却りて諸君か利器を試むるの地なるを記臆せられさるへからず

一　余は、一々各監獄の批評を試みさるとせり、これ余の淺學寡聞なる、もとより一朝一夕の觀にして、之を批評し盡くすこと能はさるのみならず、亦、大にその正鵠を誤るものあらんを恐れ、且、門外漢の一知半解の觀、大に當局者をして泣かしめたるの例あることを知れはなり

一　余か參觀の時間は、大抵一監獄につき、半日或は一日に止めたりき、何となれば、僅々たる日子の旅行、宿逗數日、審視諦觀するの暇なきか故なり、故にその觀る所、また、膚淺なるを免れさる者あらん、幸に

諒せられんまとを乞ふ

一　余は、此の行のみならず、從來見聞せし監獄にありても、亦、監獄則、及、概則は空文徒法に歸し、その多くは當路者その人の考案によりて行はれ、此の考案、即、同則を代表するか如き心地せらるるなり、あはれ、余の見識の狹隘なるによるか、はた然らざる者ありて存するか、之を記して世の高教を乞はんとす尙、此の他にも、感せし所行ひし所、亦、尠なしとせず、然れども、今は之に止とめて、片時も早く實地見聞したる所に及ぼさん

◉監　門

余は、各監獄の門戸を入るに當たりては、必す試みに擧手の敬禮を以てしたりき、然るに、門監の之を誰何するものあり、誰何せざるものあり、誰何するときは、直に名刺を通ずるまと論なけれども、誰何せざるときにも、亦、立戻りて名刺を通ずるを例としたりき、かくて門監一閲の後、直に受附係へ通せよといふ、受附係にも至れば、同係の居合はせて、直に典獄に謁を通じ呉るものあり、又、その人の居らざるをもて、邊(アタリ)を探ししても見當たらざるより、已むことを得ず、押丁又は署員につきて、通謁を乞ひたるもありにき、又、門戸に至りても、全く閉鎖したるものあり、全く開放せるものあり、その開きたる者は、門外に監守する者あり、或は門内に椅子に倚りて監守するもありき、中には椅子に倚りたるのみかは、股火して暖を取りつつある者をさへ見たりき

◉典　獄　室

受附係の紹介を得て、典獄室に至れば、いと奥まりたる一室に、威容儼然として控えらるるものあり、或は事務室の傍に居らるるあり、或は受附係の側に住はるるもありて、その應接は、各處ともに鄭寧なるまさへあらくて獄事上の談話をなすに當りては、典獄一人にて說明の勞を執らるるものあり、或は第一、第二、第三課長なんど、各、その道の吏員をして、說明せしめらるるもありにき、やがて獄事改良上の談話等に移れば、署員數名出で來たりて、典獄の側に侍し、共に熱心に改良を希望せられ、且、平素の疑義をさへ質さるる向もあれば、又、諸事典獄にのみ一任し、他は恬として一も關知せざるか如き向もありにき

◉拘置監

名　札

かくて、誘はれて拘置監に至れば、被告人の名札は、番號もて之を表し、且、之に覆を施したるものあり、また、全然その姓名を暴露し、且、その罪質をさへ、明かに揭示せるものもありにき

運　動

運動に至りても、區々として一定せず、或は監房運動と呼びて、房内をのみ運動せしむるものあり、又、監獄外に出でて運動せしむるあり、その時間は、二十分なるあり、三十分なるあり、運動場は、扇面形に搆へたるあり、圓形にして馬埒の如く造りたるもありき、扇面なるには、惟もて之を劃れるあり、又は板にて界せるもあり、或は全くその設けおきものさへありき

敬　禮

敬禮もまた一定せず、參觀者の通行するに際せば、看吏、先、大聲にて敬禮、直れと號令せらるゝあり、或は微聲もて敬禮、直れと、一房毎に呼び行かるゝもあり、或は全く敬禮せしめられざる向もありたりき

食品及書籍の差入

食品を差入るゝものあるときは、獄丁、監内に設けたりし器物に、入替へて與ふるものあり、又、その差入れ

たる器物を、査檢したる上、その儘にて與ふるもあり、その度數に至りても、三回ともに之を許可するあり、或は一回と制限せられたるもあり、喫飯に至りても、或は房内にてし、或は房外にてせしめらるるものもあり、書籍の差入に至りては、その表紙を剥き取りて與ふるもあり、或はその儘にて與ふるもあり、部數を制限せるものあり、全く制限せざるものあり、又、看讀せしめざるものあり、或は看讀せるも禁せざるものもありて、これ、又、各處ともに一定せざるが如し

座席及携帶品

座席に至りては、背と背とを合はせて、（看中合せ）座せしむるものあり、或は四方隅に座せしむるものあり、一方に面して、順次前後に座せしむるもありき、携帶品に至りても、風呂敷に包みたる儘、所持せしむる者あり、或は風呂敷を撤せしむる者あり、甚だしきに至りては、羅紗にて製したる雨外套を着用せるものを見、特には被告人等、相互に頭を寄めて、頻に私語喃々する者をさへ見たるぞ奇怪なる

看護夫

刑事被告人にして、病氣に罹りたる者の看護夫には、押丁をして、之に當たらしむるもあり、或は使丁をして之に任せしむるもあり、或は囚徒の有賞者を須ひたる者ありて、これまた一定せざりき　（未完）

講義

●看守勤務法

別天生述

本篇は看守教習所の參考用にとて、某當局者の物せられたるものなり、今之れを見もて行けば、一々その務に剴切に、且、その言辭實にして、語句の間、頗る吾人を稗益するものあるを覺ゆ、依りて某氏に請ひて、之れを本欄に收ることゝはなしぬ、特に變名を用ふるものは、某氏の請に依りぬと雖も、尚、會員諸士の質疑等あらば、喜びて共に研鑽に從事せんとぞ曰はれぬ　編者識す

今、先、看守の服務法を講ずるに當たりて、一言せざる可からざるものあり、そは、犯罪人の種別、監獄の意義是なり、是等のものは、須らく通して看守諸君の知るべきものにして、服務の際、瞬時だも念頭を離る可からず、常に眷々服膺して、過咎の要義を領得し、之に依りて、操縱自在、彼等をして、悛改の機運を得しむるの策を講らざる可からざるなり、然れども、其の事たる、概ね既に諸君の熟知する所にして、今更めて、特に講説するの必要なしと雖も、講説の順序として、初に之れを説くは、亦、綱領を擧げて、細目に入るの趣旨に外ならず、讀者庶幾はくは之を諒せよ

第一章　犯罪人

茲に所謂犯罪人とは、國家を保維する所の法規を素し、正式の手續を經て處刑せられたるものを云ふ、學者は之れを性質上より區分して、各、説を異にせりと雖も、其の内、最も簡にして要を提せるものは、別けて習慣犯者、特發犯者の二となす、或者は之に瘋癲人を加へて、三者となすと雖も、瘋癲人の語は、之を實際に徵するに、區域泛博に失し、意義明確ならず、今日に在りても尚刑理上の一語として、慣用するに過ぎざるのみ、何となれば、性質上瘋癲人と謂ふと雖も、刑法上に所謂瘋癲人と稱すべき者に非ずして、全く刑法の適用に於ては、能力あるの人と認めらるゝも、心理上瘋癲者たるべき者の數なればなり、若、夫、斯學にして、尚、其の蘊奥を極め、確實の證跡を得るに於ては、刑法上一大革新を來たすや知るべきのみ

然らば、如何なる者を以て、性質上惡漢人と見做すべきか、即、彼の歐洲各國にて、頻次あるが如く數回の放火犯を爲し、之を惟一の慰樂となすが如き、我國にても、先年此の類例ありたることあり何等の事故なくして、不意に人に刀を加ふるが如き類例是れなり、此の輩に在りては、全く精神的の錯亂に由りて、犯したる者にして、例へ常時、毫も普通人と異ならずと雖も、之れが爲めに、常人に適用すべき刑を科するは、その當を得たるものにあらずとなすに在り

習慣犯者とは、所謂犯罪を一の職業となし、數回監獄に入るも、彼等は曾に恥辱とせざるのみならず、或は之れを名譽の標的となし、相誇るあるに至り、性、奸惡無道にして、紀律の嚴嚴も之を畏れしむる能はず、遇待の至正も、尚、之を悛めしむる能はざるの輩を云ふ、即ち窃盜罪の如きは、概ね此の内に包含す

特發犯者（偶發犯者と訳ふ）とは、全く一時の感情に制せられ、迷夢を攪破するの能力に乏しく、爲めに犯罪の悲境に沈淪する者を云ふ、即ち謀故殺の類是れなり

以上の二種は、犯罪人中、劃然たる區域を存し、少しく囚人に直接するときは、何人も容易に判知するを得へし、從ひて性質相異なる者に對して、遇囚の法を運用すべきは勿論なりとす

近時罪囚に就きて論ずる者は、曰はく、罪囚中如何に矯正せんとするも、到底その効を望む可からざるものあり、是等は即ち生理的之を先天に稟けたる者なるを以て、人力の得て悛改すべきに非ず、故に須く終身監獄の内に屏居せしめ、社會維持の爲め、其の絕殄を計らざる可らず、所謂監獄にて矯正せんと企つる者は、習慣犯者の僅少なる部分、及、特發犯者にして、其の他の如きは、監獄任務の範圍を脫したるものなり云々と

是、單純に一の學說たるに過ぎざるなり、如何なる生理的の者は、即、先天的に稟くるものにして、到底人力の關治すべきに非ざるとの說は、我邦分獄に於ても已に實驗ありて、論、屢しば（以下不明）

てふ者ありとせば、又、刑法上に、至大の恐懼を來すやめせり、要するに、吾人は是等の說の何たるに拘はらず、今日に在りては、唯、宜しく監獄本然の目的たる感懲の實を完うし、良民に復歸せしめんことを計るにあり、其の之れが爲めに、監獄の目的を等閑に付するが如きことわちは、沒理漠たるを免れざるなり、然りと雖も、實に犯罪人中に、到底陶冶すべからざる者あるに似たり、其の原因は、果して那邊に存するか、こは實に吾人の須く探究すべき事項なりとす

第二章　監獄の意義

犯罪人あらば、必、之を責罰すべしとは、時の古今を論せず、地の東西を問はず、一般に定則たるが如し、然れども、其の之を施行するの方法に至りては、世に應し、時に隨ひ、種々の變遷改良を經過し來たり、其の原由とする所は、全く刑の意義に關する進化に在りとす、此の進化の勢力は、斷えず徐々として進み、漸を以て刑法の改革を促がし、次で監獄法（即ち牢獄法）の改良を生したるは事實なりとす

古書に於ける刑の意義に關する說を、今玆に詳述するの必要なきを以て、姑らく之を省き、抑、監獄てふものの置かれたるよりして、その意義を概論するは、亦、無益の業にあらざるべし

その初に在りてや、監獄は社會上よりして之を見れば、單に犯人を拘束するに止まり、再び彼等をして、非行を爲さしむるの餘地を與へずして、其の保安を計るに過ぎず、又、刑法上よりして之を見れば、凡ての權利を剝奪し、彼等をして苦痛を感せしむるの具たるに供したるなり、今日に在りても、また、然りと雖も、往古は、人々自己の意見情欲を神意に歸し、苦痛刑罰は、即ち諸神の復讐、若しくは人間の避くへからさる非運なりとなし、奇酷慘憺なる空氣は、不幸なる人類の頭上に壓下したりき、漸く進みて、正義の感情、及、宗教の勢力てふものありて、僅に放逐にして、制裁なき殘忍と奇慮の處置とを、匡救する所ありたりと雖も、當時の

裁判法は、罪狀表面上の觀察のみに止どまり、至簡極粗の者にして、放慢に失するは、固より想像外なりとす斯の如く、闇雲慘憺たる氛圍中に在りて、忽然として活氣ある光線を漏出して、此の不幸なる地上を照明するに至りぬ、此の天光は、苦痛を與へて、罪過を消滅し賠償し得るの信心を擾醒したるにあり、是、苦痛は人をして、本心に復歸せしめ、自己の罪過を反省して、之を悛革、矯正、離脫せしむるに在ればなり、此の改革よりして、大に四人の希望心を喚起し、慈愛の光明を拜して、感泣奮勵、精神上の自由を得ることを始めぬ、此の時に當たりて、痛苦を與ふるの刑は、移りて悔悟心を發生せしむる所の方法を一變するに至れるなり

茲に、又、一の恐るべきものあり、慘虐の反動として、慰安を與へ、苦痛の反動として、寛温に走り、復讐の念慮一變して、正義の裁判となるの當時に當たりても、罪刑本然の目的を完うする能はざるに至れるの一事なりとす、是れ全く僧侶を以て、監獄官に充て、行刑の方法をして、宗教播布の法と全一ならしめたるに依り、斯の如き結果を生するに至りたる所以なり、近時に至りては、漸く其の弊を曉り、監獄法は、一面彼等をして、良心を喚起せしむるの法なりとは云へ、一面刑の本質たる苦痛を與へざる可からずとの意義は、確然動かす可からざるに至れり

右の如く、監獄處罰の意義は、一轉して社會正義の爲めに、苦痛を與ふるもの（懲戒主義）となり、再轉して、良心を喚起せんこと（感化主義）を努め、三轉して、今日の如く、兩者の中庸を得、感德の實を完了し、純乎た適切に、はた公平に、その目的を達せんおとを勉めざる可からず

現今我邦に在りては、監獄を大別して、拘置監、及、地方監獄の二となせり、拘置監は、專ら刑事被告人を拘禁する處とし、地方監は、四人を拘束する所とし、共に全一に監獄なりとは云へ、其の主義目的に於ては、大差あるを了知せざる可からず、一は保安上取締の爲めにし、一は刑罰本然の目的を達せんが爲めにす、故に自ら遇待の方法も、亦、異ならざるを得ず、予は尚、進みて遇囚の法を講ずるに際して、詳述すべき所あらむと雖も、此には、唯、宜しく其の間劃然として、限界を存すべきとの意を解して可なり

地方監は、四人を拘束するの處と雖も、其の他、又、四人を管束する者、集治監、留置場、懲治場の如きあり、是等は、各、管束すべき種類に依りて異にするものあるを以て、自ら遇待の方法を異にすべきは勿論なりとす

（監獄則第一條參看）　（未　完）

雜　錄

◉別房留置人に就きて

（十分に引取人の資格を調査すべし）

附加の監視ある者、主刑滿期前に當りては、各監獄共に其の執行地の警察署、若しくは町役場に照會して、一應引取人の有無資格等を調査もたる後送還すべきに、斯くては、別房留置人の增加するを憂ひ、其の調査も極めて粗忽にし、大概は之を出監せしむるの方針を採れる所ありと云ふ、あはれ、監獄に再犯囚の增加するも、亦、至當ならずや、如何に費用に關すればとて、監獄の目的を迄も喪失して、經濟を計らむとするの道理やある、而かも、其の實、經濟の要を得たるものに非ずして、斯の如き者は、再び入監するの運命に至るべきこと必然鏡に懸けて見るが如し、されば、再犯者として入監せしむるも、暫時の間別房に留置せしむると、何れか多く費用を要する、啻に目前の小計に趨るか人情なればとて、心ある者より之を見なば、豈額一番、必ずや之を冷笑せんのみ、予輩とても、好みて別房に留置せよと云ふに非さるも、目途なくして之を出監せしむるは、間接に再犯を助成するものならずや、それも、法なくんば、止むを得ざることゝして、諦むるの外なけれども、既に立派に刑法附則に明文ありて、之を規定せる以上は、監獄は引取人の資格を迄も、綿密

に調査してあそ、斯道に盡くすの義務なれ、監獄にして、若、幾分の罪惡矯正の念だに存せば、斯ることは爲さんと欲しても、ゆめ爲し能はざるところなるに、而かも之れを爲して憚からざる監獄あるは、寧ろ犯罪を增成するに近しと謂ふも、亦、決して過言に非ざるべし

○押送途中滿期者を拘禁したる費用

（本誌第六十九號參看）

前々號に於て、北海道集治監拘禁の四人にして、輕罪の刑若しくは懲罰執行の爲めに、地方監獄に押送すべき者は、典獄若しくは分監長にて、現に途中にて滿期となる者に限り、集治監にて、其の刑を執行することと定められたる由を記載したるが、尙、其の費用に就きて、多少疑を抱き居たるに、此の度、又、一般に通牒して、府縣獄に入るべき囚徒にして、集治監に在る者の拘禁費（十七年六月迄）と仝じく、一囚一日金貳拾錢を交付すべきおとに定められたるかに聞及びぬ

◉信書及び書籍の下付方

（當務者の猛省を促す）

信書は、時に取りては、囚人の權義に關するものあるを以て、成るべく速かに其の手續を行ふべきは勿論なれども、或は、往々他の事務の煩雜なるに紛れて、緩慢に付することあるより、囚人の之れが爲めに迷惑を被むるおと一方ならずと聞き及ぶこと毎々なり、是等は、最も注意せられたきことなり、尙、又、書籍の下付方に就きても、區々に渉り、既に某地方にては、偶々外間者の工場に臨むの際、囚人の傍に書冊あるを見受けたりと云ふ、是は畢竟工場にて、書冊を下付せられたるには非ざるか、兎に角戒むべきおとにこそ

◉屏禁處罰の件

（讀者希はくは注意せよ）

前號に於て、屏禁處罰は、無定役囚には適用せざることを述べ、且、處罰中、免役日に遭ひたる時は、その科役のみを免じて、罰期に算入するものと解したりしが、是は單に一議論として、之を揭げたるに止どまり、必ずしも斯く決定したるに非ず、否、寧ろ反對に屏禁は、無定役囚にも科するおとを得べき旨を、一般に通牒せられたることさへありたりき、是に依りて見れば、處罰中、免役日に遭ふも、亦、科役を免せざる方至當なるべし、是に於きては、監獄則發布の當時、種々議論

のありたる由に聞き及びたるが、今、又、前號に揭載したるが如き議論再發したれば、一說として單に之を揭げたるに過ぎざるなり、讀者希はくは其の心してよ

◉領置品の受授

（愼重にも愼重を盡くせ）

領置品は、愼重にも愼重を盡くすおそ肝要なれ、刑事被告人の出入頻繁なる所に在りては、手數と時間とを要することと極めて多きを以て、往々粗雜に流れ、之れが爲めに、失態を來すこと、亦、少なからず、受授の際は、一々貨物を點檢し、目錄と照合したる後、其の証を交付すべきは、今更言を俟たず、貴重なる物件、金指環、時計、煙管等の類は、別に金庫に保存し、且、其の旨を帳簿に記し置き、若、又、貨幣なるときは、其の種類品數等を明記し置き、放免の際には、之と同一なるものを下付するの注意は、各監獄共に等しからむ

◉獨步の禁

（今更珍らしくもあらぬ當然の語）

監獄內にて獨步を禁ずへしとは、常套陳腐の言にして、而かも、尙、炊夫、掃除夫等をして、構內を獨步せしめ、便所往復の際も、揚揚たらしむるものあるに至りては、予輩、亦、言ふさへ厭ふべき此の常套の語を反復して、益に猛省を促さゞる可からず

◉放免囚を內地に送還す

（策の得たるもの）

此の度、北海道集治監に在る拘禁囚にして、本年度內に放免となるべき者九十四名を、東京集治監に送還せられたりと云ふ、惟ふに、北海道にて放免せは、全道の公安を妨害すること少なからざると、且、囚人も、亦、故郷を離るゝ數百里外の土地にて放免せられなは、幾多の不便を感ずるとの二点に在りて、所謂一語にて云はゞ、殖民監獄の弊を避けんが爲ならむ、また、監獄行政の一好事、一步進めて北海道に送還することを止どめられんことこそ望ましけれ

◉監獄の別異法

（別異をして嚴劃ならしむべし）

監獄の別異法に就きては、廿三年、其の標準を一般に示され、罪質區分をして、甲号の標準に依らしむることいなし、已むを得ざるに於ては、乙号に準據せしむるの餘地を與へられたり、さすれば各地方少なくとも、乙号の標準通りに爲すべき筈なるに、實際は間々混同雜駁せる所ありと云ふ、其の口實とする所を聞くに、構造不完全にして、監房の不足なるに在りと、然れど

も、全く此の標準に憑依することすら能はざるの不足あるにあらず、少しの注意だに加へなば、乙号の區分法通りになすことは至りて容易なりとす、此の一事、亦、監獄を觀るの條件とす

◉看守押丁女監取締の靴下

（補綴して穿つの注意あるべし）

看守、押丁、女監取締の給與品は、各府縣到る所區々なりとは云へ、殊に最も醜く感ぜしは、靴下の破れたるを穿つに在り、行歩の際、短靴より、踵の破れたるもの顯はれ出で、その醜きことゝいふばかりなし、是等は、固より各自の堪能に在ることにして、補綴して穿つの注意あらば、經濟と姿容とを保ち得べきに、斯かる疎慢輩に在りては、如何に服制の發布せられたればとて、何の望み所やある、唯、參考に供せん

◉衛生

（ゆめ忘る可からず）

炎暑蒸々として、坩鍋中に在るか如き想を爲さんも、亦、數旬を出でざるべし、殊に監房の便器をして、極めて清潔ならしめ、空房の際は、上部を開き、換氣自在ならしめ、塵芥場は幾回となく變換するなり、肥料と爲すなり、各相當の處分を施し、臭穢をして累々たらしめず、炊所の溜も、亦、かく爲すの注意なかる可からず、石炭酸も今より購入し置き、不潔所に撒布するの用意も肝要ならん、是よりは、一層衛生の事項はゆめ忘る可からず、怠る可からず

◉刑事被告人の書類認方

（參考として）

刑事被告人の書類認め方に就きては、如何の方案を採用ひて、豫め之れを知らしむるを要す、（囚人に於てもまた亦然り）某縣にて現に實行せる所の認方心得を得たれば、茲に之を掲ぐ、採錄したる所以のもの、必しも規定の上乘と云ふに非ずと雖も、唯、參考に供せんとてなり

刑事被告人書類認方心得

第一　刑事被告人ニシテ、願、伺、届、其ノ他書信等ノ書類ヲ認メントスル者ハ、看守ニ其ノ旨ヲ申請スヘシ

第二　急速ヲ要スルモノヲ除クノ外ハ、書類ハ書信室ニテ、渾テ左ノ時限内ニ認ムヘキモノトス

一　書類ノ調整時限ハ、起床時ニ時間后ヨリ、退署時限ニ時間前迄トス

二　謄寫書類ハ、一通（紙數）ニ、二十分時以内ニ認メ了ハルヘキモノトス

但、本項時間内ニ認メ了ハルコト能ハサルモノハ、其ノ旨ヲ申立テ、豫メ其ノ允許ヲ受クヘシ

三　前項ノ時限ヲ經過シ、認メ了ハラサルモノアルトキハ、之ヲ中止スルモノトス

但、急速ヲ要スルモノニシテ、特ニ允許ヲ受クタル場合ハ、此ノ限リニアラス

第三　通常ノ書類ヲ認ムルハ、運動時間内ニスルモノトス

第四　書類ハ、可成簡短ニシテ、文意通シ易ク、趣旨ノ貫徹スルニ止トメ、裝飾的ノ文字ハ、務メテ省略スヘシ、特ニ書信ハ、要件ノミヲ掲クルヲ要ス、如斯ナルトキハ、自然當該官ノ檢閲ニ時間ヲ要セサルヲ以テ、書類早速ノ利益アルヘシ

第五　文字ヲ書スル能ハサル者ニシテ、書類ヲ認ムル必要アルトキハ、其ノ旨ヲ申立テ、看守ノ代筆ヲ請フヘシ

第六　書信室ニ在リテハ、如何ナル場合ト雖モ、他ノ被告人ニ對シテ、言語ヲ交フルコトヲ嚴禁ス

第七　書類ヲ認メ了ハリタルトキハ、筆挿ニ筆ヲ收メ、委勢ヲ正シクシテ、戒護者ノ開扉ヲ待フヘシ

◉變体の監獄

（東京府小笠原島監獄）

變体の監獄とは何ぞ、即ち東京府小笠原島に在るものを是なり、元來東京府の監獄事務は、警視廳にて取扱ふべきことに、官制上定まり居るに、獨、小笠原島のみは、東京府の管轄に屬せり、仝島には、今日僅に刑事被告人一人なりとは云へ、之れが爲めに、監獄の吏員を要し、頗る奇怪の体あり、且、此の監獄あるが爲めに、府の監獄事務は、二に岐かれ居るが如き奇態あるを免れず、亦、以てその不便勞なからざるを知るべし、何とか工夫して、純ら警視廳に歸したきものなり

◉國庫支辨案

（例に依りて例の如けん）

又々例の監獄費問題は、議會に顯れ出でぬ、貴族院は、林子爵外二氏より提出せられ、直に可決し、衆議院は大岡育造氏、其の他四氏より提出せられぬ、「山を扳く力も折れて楸の雪」最早氣も扳けて張合なし、例の如く終結せんこと、炳然火を睹るよりも明かなり

◉典獄聯合會議

（東北地方は如何に）

中國筋にては、既に廣島にて聯合會議を催し、九州各

地方にては、宮崎にて催されたり、何れも、皆、有益なる會議にして、之が爲め利益を受けたるもの少なからざるまとは、言を俟たず、中には本年中に、今、一回催さんと迄熱心する者あれば、如何に該會議の功績を與へたるかは、想像するに餘りあるべし、然るに東北地方は、從來監獄會議を開きたるの例なきと云ふも可なり、擧實なる東北人士、豈、九州人士に劣るものならむや、相互に勵み競ひてあそ、監獄の進捗を圖るべけれ

◉典獄聯合會の注意

（注意二件）

過般宮崎にて、開きたる聯合會は、その組織、頗る完善にして、典獄隨行員諸氏の如きも、隨意辯論の自由を得しめ、唯決議の數に加へざるのみのことゝなせり、故に、却りて議事の進捗を得たること多しと云ふ、爾後かかる際には毎時かくありたきものなり、尚、又、聯合會地方の區域も、餘り廣漠に失せぬ樣にするは、蓋し其の會の目的なるべし、氣候土地の狀況等相近似したるものゝみ集會することゝなさば、大に全一軌に出でしむるの注意を得べしと、佐野尚氏は語り出でね、至極尤ものことにこそとす、然るに當局諸君の懇切なるより、到る處に款待を被り、且、隈なく獄事の實際を指示せられたるを以て、氏は大にその利益を得られたるを喜ばれね、諸氏の厚意感するに堪へたり、茲に謹みて謝意を表す

◉條件附獄則處罰

（尤もその効あるを見る）

條件附裁判の必要なるは、其の論已に一に歸せり、吾輩は彼の獄則違犯者を處罰するに、此の方法を利用せば、大に其の効あるべきと信す、特に初犯者の如き、偶發犯者の如きにして、過誤に出でたる違犯は、典獄親しく之を取調たる上、減食又は屏禁等、相當の言渡を爲し置き、再び違犯する時迄その執行を中止し、苟も再ひ違犯するまでわらば、事の細大を問はず、前者と併せ科する旨を懸諭せば、惡辣狡智の徒にわらざるよりは、翻正謹愼するもの多かるへし

◉監獄の作業

（刑罰的作業の要旨）

監獄の作業は、科程の勵行にあり、科程の勵行は、工錢の科定を本とす、今日の有樣を聞くに、その多くは科程あるも、工錢科定の法なく、甚しきに至りては、工錢の科定とは、如何なるものにかとの感念を懷ける

◉有松書記官

（墨突黔まず、孔席暖かならず）

宮崎の典獄會議に臨みて歸京するや、行李匆々、又もや坪井課員と共に、神奈川、埼玉に赴かれ、本月八日を以て歸京せられねと云ふ、獄事の進捗をして、一日も忽にせしむ可からざるの今日、氏をして匆忙席暖かなるに遑あらしめざりしは、勢、亦、實に止むを得ざる所とす、氏希はくは自愛せよ

◉眞木監獄課長の歸京

（幸に恙あし、祝すべし）

仝氏は、本月上旬を以て、北海道の調査と、秋田縣の監獄巡閲とを終へ、無事歸京せられたりき、何れも嘱北の地方なるに、微恙だにも罹からるることなく、周密にその調査を遂げて歸京せられたるは、斯道の爲めに、最も賀すべきあとなり

◉佐野尚氏

（謹みて茲に謝す）

本會役員佐野尚氏は、會用を帶び、宮崎の聯合會議に臨み、京都、大坂、岡山、廣島、高知、及び、九州各縣の諸監獄を巡覽し、去る十五日を以て歸京せられたりき、本會より殊に委囑せしめたるは、今回を以て始めて司獄官だになさにあらざるかを、疑はる、諸ふ司獄官諸君よ、監獄則第二十二條細則第五十七條を熟讀し、且、四人の作業は、其の性質として、懲戒的なるは、何の點なるかを考慮一番せは、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん

◉看守奉職の宣誓

（其の式の莊嚴なるを要す）

官吏任用に際しては、其の職務の性質に依り、保証を要す、金錢の出納に屬するものは、保証金を納れ、其の人の疑はしきものは、保証金を設くべし、然れとも、看守は金錢出納の官吏にあらす、又其の資格は已に判任待遇なれは、其の身を他人の保証に委ぬべきものにあらす、これ宣誓の法の設けある所以なり、故にその典獄と宣誓するに當たりては、これ取りも直さず、皇帝に對して爲すものなれば、奉職中は瞬時たりとも、宣誓の事項を忘却することあらしむへからす、故に之れを爲すの方は、最も鄭重莊嚴にし、用紙の如きも、豫め一定せるものを設けさるへからす、然るに、實際の有樣を聞くに、看守長典獄に代はりて宣誓せしめ、又、用紙に至りても、通常罫紙、若しくは白紙を用ふる處ありとか聞きね、とは大に注意すへき事にこそ

◉餘罪の發覺して拘置監に在る囚人

（行刑の旨趣を貫徹すべし）

刑罰執行中に、餘罪の發覺して、拘置監に入れられし囚人の取扱は、各縣ともに區々たる趣なれど、吾輩の考ふるところに依れば、餘罪發覺したる爲め拘留せられたりとて、其の刑を中止するものにあらされば、常に囚人を以て之を待遇し、曉ひて役業を科するを適當なりとす、之を被告人同樣に取扱ふか如きは、自ら刑罰の執行を中止するものなりといふべし

◉作業の科程

（宜しくその範圍を設くへし）

現時實行しつゝある所の科程は、物個の定數に依るものなれば、紙工若しくは機工の如きものには、之を實用するあと難し、假令は紙漉の如きも三等は千八百枚とするも、日々千八百枚を限ると能はす、若、實際之を限るときは、一枚にても科程外の給與錢を與へさるへからず、さればとて、其の上級との懸隔も甚しき故、二等には達せず、三等にて數十日間（僅少なるにもせよ）科程外の作業を爲さしむるものなれば、紙工機工其の他、此の類の如き不便なる作業には、各、その科程に範圍を設けず、紙工の如きも千八百枚以上、千八百五十枚以下を三等とするやうに、斟酌を施して、科程を定めたらんには、實際上大に便利なるべしと信ず

◉囚人動作の号令

（虛法に流るゝを防くへし）

囚人を動作せしむるには、号令を以て齊一の運動を爲さしむるの必要あることは論を俟たす、然るに、往々号令すべからさる所にまでも、号令を以てし、一人にても、号令を以て整列番號を呼はしむるか如きものあるは、殆と兒戲に類するの嫌なきにあらす

◉監獄署と監獄支署間との連絡

（互報の制を設くへし）

監獄署と支署との間、若しくは支署相互との間に生する事故、及、取扱手續等は、一縣下監獄に通し、區々の弊なきやうするは、尤急要の事たり、而して、之を一縣下監獄とも一樣に通せしめんとせは、先、監獄互報てふものを設けて、日々生出したる事項、若しくは、規定の範圍内にて運用する取扱法たりとも、一々記載して、一ヶ月凡そ二回は、互に報告するとに定めなは、獄務の一斑を期する上につきて、大に便益あるへきと信ず

新則問答

本欄の問、及答は、固より私考に係かるものなれば、其の當否を保すること能はさるは勿論、尚、不充分のこと多かるへきを以て、本欄の答に付きて、訂正の意見を有せらるゝ諸君は、提撕の勞を惜しまれさらんことを希望す　編者識す

◉監獄雜俎

問　四人を押送する際には、常に名籍原簿、身分帳を添付するを要す、然るに、過般警保局長の通牒に依るに、控訴人に於て、宣告後、直に原府縣に送還すべき者、及、徒流刑囚にして、假留監に押送すべき者は、身分帳を添付せざるも妨げなきが如し、此の際に在りては、名籍原簿も、尚、不用なりとの意にか

答　控訴人にして、宣告後直に原府縣に送還すべき者、並に徒流刑囚にして、假留監に押送すべき者は、固より身分帳を添付せざるも可なれども、名籍原簿丈は、必ず添付すべきものならんと思考す

問　身分帳の表式中、犯數の文字あり、右は入監後、或他の輕罪を犯し、その宣告を受けたる者あるときは、未執行に係かるものをも、尚、犯數の内に記入すべきか

答　宣告後、未執行に係かる、他の犯罪あるときは、其の犯數は、朱字にて記し置き、前科の犯數と區別して見易からしむべし

問　竝に重禁錮七年と、輕禁錮三年との刑を受けたる者あり、今、現に重禁錮の刑を執行しつゝありて、尚、同一監獄にて、輕禁錮の刑を執行するときは、身分帳は、前の重禁錮の刑を執行したる時のものと仝一にして可なるか

答　身分帳は、現時の執行刑のものに就きて記すが故に、刑の異なりたるときは、身分帳の變更も、亦、當然なりとす、然し身分帳を變じたるときは、前の分も共に合綴し置くべし、尤も中には變更するに及はざるものもあらん、即ち回覽原紙、身分票等の如きものは、別に新に作り換ふるの必要あらざるべし

問　警察留置場に在る者の名籍等は、從來警察費を以て支辨し來たりしが、右は矢張り警察費を以て支辨すべきか、若しくは監獄費にて支辨すべきか

答　無論、警察費を以て支辨すべきなり、樣式の變更は、費用の支出方に迄變更を及ぼすものに非ず

問　引取人なき刑死者、及、死亡者の遺骸を解剖することは、官公立醫學校、若しくは病院にて、實驗の用に供することを得れども、私立の病院にて願出てたるものあるときは、許すも差支なきか

答　私立病院にては、學術研究の目的を以て願出つる者あるも、許可するの限りに非さるべしと信ず

問　分掌例中、醫師の職務を規定しある中に、病死者若しくは變死者あるときは、醫師は其の死亡因由、及、病症を記すことに定きり居れり、是等は、單に外面觀察的に止とまり、往々不分明なることあり、かゝる際は、屍体の解剖を爲し得べきか

答　監獄則に屍体の解剖を爲し得べき明文なし、且、如何に死亡の原由不分明なりとて、監獄醫は、之が解剖迄をもなし、其の因由を明かにするの必要あらざるなり、尤も、在監人生前の請に出で、官公立の病院又は學校に托して解剖するは、例外なりとす

問　病者の被服、及、器物の洗濯は、各別にして、その傳染を豫防し來たれり、然るに、尚注意すべきの要點ありや

答　病者殊に肺病患者に在りては、入浴をも通常の病者と變せしひるを可とす、何れの監獄も、皆、病者と健康者との浴場を異にするも、病者は、混同に入浴せしめたり、成るべくは、入浴日を定め、其の病種の相類する者のみを入浴せしひることゝなさば、病種傳播の弊を防ぐことを得べし

問　教誨師は、官制に依りて、判任待遇を廢せられたり、然るときは、其の旅費等は、雇と仝樣なるべきか

答　旅費は雇と仝樣なるべし、然れども、其の地位等に對して、特別の旅費を給したるも、別に規定なきを以て、姑らく忍ひて、通常の雇と、同一の旅費を給するより外なかるべし、尤も高僧名識の士は、清節にして、敢て、這般鎖鍊の爲めに、懸念するみとなかるべし

質疑應答

本欄は、特に會員諸君の爲めに設けたるものなれば、疑義を挾まるゝ諸君は、遠慮なく投寄せられんことを請ふ、相共に研鑽して、斯道の發達を翼ふは、素より編者の志なり　編者識す

◎本志第七十一號矢嶋勇君の質疑に答ふ　群馬獄　鄭江釣史

第一問　四人の處罰中に、食物の種與を忘失して、餓死せしめたるときの制裁

答　本問は事實明確なれば、彼此論ずるの要なし、食物を給與するの責ある人、即ち直接に之れを取扱ふ人を罪人として、刑法三百十七條に依りて罰すべし、故に間接に監督權を有する典獄は罪なし

第二問　監獄にて、器械を拂下げ、其の手附金を紛失したるとき、此の損害は有限なるか無限なるか

答　本問は、民法に依りて、論ぜざる可からざるものなれども、如何せん、事實明確ならず、故に法律を適用することを得ざるなり

要するに、主務者に紛失せしめたるの過失あれば、之を償はしめざるなく、過失なくば、政府の損失に歸す、並に注意すべきは、主務者の手に取りたる後、紛失したりと云ふのみを以て、其の過失なりと概論することを得ず、事實に於て過失あるを要す

第三問　監獄署に、持兇器强盜押入り、看守押丁の月俸を雜奪せられたるときは、其の賠償者は誰なるか

答　本問も、亦民法に屬す、卽ち、盜は抗拒す可からざる事變に准す、故に强盜本人の外何人も其の責を負ふものなし、故に被害者は、其の金圓の主人たる一疎下の人民なり、但、監獄署の一人總職員の便利の爲め、纏めて金庫より受取り來り、之れを各自に分配する慣習の官署あり、若、如斯慣習のあるて、既に受取りたる後、强盜に襲かりたるものならば、職員各自の損失に歸す、何となれば、其の受取人は、慣習に依りて、職員各自の代理人と認むべければなり、例へば、番頭の受け取り來たりたる金を、途中にて强奪せられたるときは、主人の損に歸するが如し

裁會のことは、行政問題として、並に論ずべきことに非ず

第四問　日本人外國に滯留中犯罪し、其の國の刑法にて重罪に問はれ、又、本國にて重罪を犯したるときは、再犯を以て論するか

答　外國にて受けたる刑の罪、若、日本にても重罪にして、其の後日本にて犯したる罪、若、重罪なれば加重す、但、外國の刑、若、輕罪にして、其の後犯したる罪重罪なれば、之れを加重せざるも、九十一條九十二條の例の如し

又、外國にて犯したる罪、日本の法律にて正條なきに付、無罪なれば加重せず、要するに、日本にて罪として罰するか、否かを以て、區別すべきなり

再犯を加重するは、一旦處刑を受け、依りて法律の犯す可らざるを知らしめられしもの、再、罪を犯すときは、其の情大に憑むべきを以て、其の刑を加重すとは、學者の說なり、然り、故に假令法律異なりと雖とも、本邦の法律を以て罰すべき罪を犯し、既に刑を受けたる以上は、其の刑を言渡されたる裁判所の外國なると、本邦なるとに依り、豈、犯人の情狀に差異あらんや

第五問　監獄則は、法律なるか

答　何規則、何條例とあるも、一概に規則と云ふべからず、國會開設以前は、布告を以て法律と云ひ、布達の如きは、規則に屬す、又國會開設以後は、國會の協贊を經て發布せられたるものは法律たり、其の協贊を經ざる勅令、閣令、省令の如きは、規則に屬するものなり、故に、刑法第十一條に所謂、規則は法律なりや、規則なりやか、速斷するを得ず、獄則にして布告なれば法律なり

り、布達なれば規則たり。これにて一般を推す可し（刑法治罪法は布告を以て發す、故に法律なり、煙草稅則は勅令なり、故に規則たり）（贅記す、法律と云ふ資格を具へ、法律の名稱を以て發布せられたれども、規則あり、規則と云ふ名稱なるも法律あり、例へば車稅規則、船稅規則、鹽途吏手數料規則の如し、故に法律にあらざれば規則、規則にあらざれば法律と云ふは僻論なり）

◉本誌第七十一号矢嶋勇君の質疑に答ふ

大坂　洋々散士

第一問の要點を擧ぐれば、食物の配與を忘失して處罰人を餓死せしめしときの刑法上の適用、及、其の責任者は、何人なるかと云ふにあり

答　刑法第三百十七條を適用し、過失致死を以て論し、責任者は、之を擔當したる看守にありとす

刑法第二百八十一條に依れば、水火震災の際、官吏囚人の監禁を解くときを意りたるより死傷したるものは、毆打創傷の各本條に依りて、一等を加ふるあり、然るに、非常の際にあらざるに、疎漏、懈怠にして、規則慣習を違守せざるより、死に致しものを過失に問ふは、甚だ權衡を得ざるものなり、本條より推定するときは、非常の際にあらざる平素の懈怠なるを以て、過失致死の法條を適用すべきと信ず、其の責務者は、擔當したる看守なるかと、誠に明瞭なり、何となれば、擔當看守は、長官より命令せられたる職務を意り、其の規則を違守せざりしものなればなり、然れども、典獄も、亦、不注意の點は免れざるを以て、行政上相當の證責を蒙るべきものとす

第二問の要点、人民より手附金五拾圓を上納したるに、之を署内にて紛失やと云ふにあり

答　此の場合には、現金出納官吏たる主務者の責任にして、其の損害に對する責任は、無限にして、賠償せざるを得ざるものとす

金錢は、必ず現金出納官吏の取扱ふものとす、故に、假令便宜上雇員に取扱はしむるときあるも、紛失したるときは、出納官吏の責任とす、故に、出納官吏は、嚴め相當の保證金を、主務者に入るるものなり、依りて、本問の如き場合は、必ず賠償するの義務あるものとす、而して、其の義務は、無限なるを以て、家資分散せらるに至るまで責任あるものとす

第三問の要点、監獄署に、贓盜數人亂入し、看守押丁の月俸千餘圓を强奪せり、而して地方議會は之に對して、再び支出せざる旨を議決せり、此の場合には、賠償者は誰なるかと云ふにあり

答　監獄費の負擔とす

本問の場合の持兇器强盜は、果して不可抗力の場合なりしか、將、防衛し得べき場合なりしか、問題不明なるを以て、予は他に防衛又は避け得らざりし場合と假定して論せん、果して然りとせば、天災地變の場合と同一すべきものなるを以て、到底監獄費の損失に歸せざる可からず、依りて、予は地方議會の再び支出せざることを議決せしは、不當の議決なると以て、知事は此の議決を認可せずして、再議に附するを要すと認むるなり

第四問の要點、日本人外國の法律にて、重罪の宣告を受け、歸朝の上、更に重罪を犯したるときは、再犯を以て論ずべきかと云ふにあり、

答　本問の場合には、再犯を以て論ずべきものにあらず、古代の法律は、屬人法主義なりしを以て、如何なる場所の犯罪も、自國の法律を適用し、從ひて、前犯再犯の關係を來たしたりしが、現今は此の主義を排斥して、專ら屬地法主義を採れり、（例外はありとも）故に外國にて犯したる犯罪は、外國の法律に依りて罰せらるゝも、自國の法律を適用せざるものにあらざるを以て、日本の法律を犯したりと云ふときを得ず、依りて、日本法律の眼中より見るときは、前科ありしものと云ふを得ず、蓋し法律は、領土以外に及ぼされざるなり、依て再犯を以て論ずる能はざるものとす、問者現行刑法を通讀せば、思ひ半に過ぎん

第五問、監獄則は、果して法律なるか、又、刑と罰との區別は如何

答　現行監獄則は、勅令なること明かなり、然るに、甚だ貫徹せられざるは、問者の意那邊にあるを知らず、依りて、予は問者の意を推定して、解答を試みん、問者は、將來監獄則を改正せば、其の性質上法律として發布すべきか、將、勅令として發布すべきかとの疑問ならん、果して然りとせば、予は法律を以て發布するを至當と思考す、其の理由の如きは、平田嘉兵衛氏、曾て監獄雜誌第四卷第七號に論ずる所ありしを以て、甚に畧す、次に、問者は刑と罰との區別を質問せしが、刑法上の刑罰とは、一個の熟字にして、同一義なりと雖ども、名目より區別するときは、場合に依り、刑法以外、各地方の便宜に依りて、定むる所の違警罪の如きものを罰則と云ひ、又、行政上用ふる罰則あり、即ち四人座罰の如き、舊時の賭博犯懲罰の如きもの是なり、以上卑見に誤りあるべしと雖ども、聊か記して質疑者に答ふ

◉第七十一號看守志願生に答ふ

在群馬　鄉　江　生

願令の如きは、行政官の勝手に取捨すれば、一定に論ずるを得ずと雖ども、之を法律と等しく嚴格に解せば、既往に遡らざるに付、以前辭職したるものは、新規の制限を受けざるものとす、之れ一般法律規則の解釋法なり、但、訴訟法の如きは、單に手續のみに關し、人の權利に關係なきものは、此の原則を適用す可からず、論示も固斷再職を禁ぜず

◉公

大坂　洋々散士

質問の要點は左の二個にあり

第一　内務省訓令第二十六號に依りて、豫約せざる以前に、自己の故を以て、辭職したるものは、二年を經過せざるも採用せらるゝやと

第二　官の都合にて、諭示の爲め、一度辭職せしものは、二年を經過せざるも、再職するやを得るか

右第一の場合は、内務省訓令發布以前に就職して、發布以後に辭職したるものなるか、將、發布以前に就職して、發布以後に辭職したるものなるか、問題少しく不明瞭なるを以て、予は之を二個に區別して、共に解答を試みん、法律は、既往に遡りて効力を有せずとは、一般の原則なり、然れども、亦已に既得の權利を害せずとの諺なるを以て、既往に遡るも利益となる場合は、此の原則を適用す可からず、此等の原則は、立法者を覊束すること能はざるを以て、立法者にして、必要と認めたるときは、既往に遡る法律を制定發布することを得るなり、而して、本問前者の場合は、發布前に就職して、發布以前に辭職したるものなるを以て、此の訓令は、既往に遡るときを得さるものなり、若、然らずとせば、既得の權利を害するに至らん、故に二年を經過せざるも、當然採用せられ得べき資格を有するものなり、後者の場合、即、發布以前に就職して、發布以後に辭職したるものには、此の訓令は、就職當時に遡らずして、將來に効力を及ぼすものなるを以て、此の訓令を施行すると同時に、以前に爲したる五年の豫約は、無効なるを以て、本令第七條第三項末段に依り、一身の故を以て、辭職したるときは、絶對的本令第二條第三項末段に依り、二ヶ年は看守と爲るの資格を失なふものとす

第二　官の都合に依りて、辭職したるものは、如何と云ふにあり、内務

書訓令第二十六號看守採用規則第三條末段の規定は、果して例示的の規定なるか、將、制限的の規定なるか、予は斷じて、制限的の規定なるみとせる疑はず、依りて自己の便宜に依りて、辭職したる時のみに限り、其の他官の都合に依りて辭したるが如きは、第七條の誓約を、自ら破りしものにあらざるを以て、當然採用せられ得可き資格を有するものとす以上の如き資格あるも、採用するや否やは、當事者の職權内にありと思考す

◉質疑二件　無名氏

(1)死刑の言渡確定したるときは、是を囚人と見做して、直に囚人の待遇となすは、當然の理なるへし、然るに事實之に反し、其の言渡の確定は勿論、司法大臣より執行の命令ありたる後と雖も、死刑執行の當時までは、猶、被告人たる待遇をなす監獄なきにあらず、是、果して死刑者を囚人と見做す能はざる所以なるか、敢て會員諸君の明教を乞ふ

(2)別房留置に二種あり、一は通常留置にして、即、刑法附則第三十二條によりて留置せられたるものにして、他は刑法第五十三條によりて假出獄の恩典を受けしも、遂に同附則第四十七條によりて留置せられたるもの、即、特別留置是なり

兩者別房留置たるの點には、差異の存する所なきも、其の由來に於ては實に徑庭なき能はず、故に兩者其の待遇を異にし、特別留置人に對しては優遇をなすは、實理に適ふものにあらざるか、敢て識者の明教を請ふ

◉質疑　岐阜　田村　清

刑餘監視に付するものにして、旅費等なき十六歳未滿の別房留置人に對しては、單に工業を執らしめ、又は便役に供するのみを以て足れりとするか、將、監獄則第三十一條の規定を同一の取扱をなすを得へきか、會員諸彦幸に明教を吝む勿かれ

雜譯

◉囚人骨格測度法

第二款　寫記に係かる人相

加地釣太郎譯

寫記的人相書は、測度的人相書と異なり、別に器械を使用することなく、單に觀る所に依りて、人相の模樣を寫記するものなり、夫の旅行券、狩獵免狀などに揭載せらるゝ人相は、一般に、皆、此の類に屬す

余は是れより此の寫記的人相書と雖も、之を調製すると正確なるんには、前述せる測度的人相書と、殆と同一の効能あることを說かんと欲す

右に付きては、前款に一言せし、彼の彎曲形の法則を適用せさるへからす、而して此の法則に由れは、中央點より漸次左右に遠さかるに隨ひて、常に一定不變の減少を來たし、且、身體の何れの部分に付きて觀察するも、此の現象は終始異なることなきは、既に讀者の知らるゝ所なり

此の法則たる、身體各部の寸法のみならす、尙、支体の形狀より、動物植物に至るまて、凡そ生きとし生けるものは、皆、等しく之を適用するも、常に誤りなきは、實に不可思議と謂はさるを得さるなり

凡そ生を此の世に有つもの、或は增し、或は減し、或は生し、或は滅すること、必す一定の兩極の間に在らさるはなし、而して、此の兩極の間に在るものは、中點に近つくに隨ひて、益々其の數を增し、中点を遠さかるに隨ひて、愈々其の數を減するものなり

抑も此の自然の法則は、有名なる白耳義人ケトレーの發明せる所にして、萬物就中人類に於ては、其の適用の過りなきを見る、故に我か寫記的人相書を編制するに付きても、力めて此の自然の法則に準據するときは、其の確實と利便とに於て、得る所盖し尠少にはあらさるへし

然るに、茲に一の難事あり、即ち普通の言辭は、日常の需用に應するを主とせるか故に、種々の意義に言ひ現すに適當の文字なし、即ち物の兩極を示すには、單に最大とか、最小とか云ふ外、他に方法なし、又、其の間にあるものを示すにも、普通とか、尋常とか云ふより、他にその區別を立つへき明確なる文字なし、是故に、例へは普通靑き眼とは、如何なる眼色を云ふかは、略ほ之を知るを得へしと雖も、淺褐色と、暗褐色との間にある眼色の如きは、之を文字に言ひ現はして、區別するの途なしと云はさるへからす、又、靑眼と云ひ、黑眼

と云ふも、眞に此の一定の色有るにあらずして、多少の差異あるは、固より免れざる所なり、況や此の各種の色を混淆したる部分は、最も多きを占むるをや

鼻に付きても、亦、斯の如し、鼻には高さあり、低きあり、鷲嘴形のものあり、起揚かりたるものあり、世俗は之れに各種の名稱を附するも、其の差異を細別するには、之れか文辭なきを如何せん

是等の事例を列擧せば、日も亦足らざるへし、蓋し前述の如き方法を以て、事物を記寫するは、記寫すと云はんよりは、寧、譬喩若しくは感覺を記するものゝみ、決して人相書の上に、十全なる効用あるものにあらず

人相を記する者、十回目撃したる所の形狀を十回記するに當たりて、九回までは、自ら觀たる所を、其の意の如く記するを能はず、必ずや多少相混淆して、十分其の差違を言ひ現はすことを得ざるへし

是よりて之を觀れば、寫記的人相書を作るに第一の要件は、適當の文字を以て、人の自然に觀察したる形狀を、順序的、及、階級的に言現すの良方法を案出するにあり、此の點に付き、日用語中其の度合を明細に、且、類別的に言現はすもの、員數の右に出つるものなし、故に員數の例に摸倣するを以て、最良の方法と思量す、例は身幹の大さを員數に區別するは、極めて容易なり、故に、先、員數に依る區別を示し、而る後に、文字的の區別を說くを大に便利なりとす、蓋し身幹一「メートル」五十五のものは、一「メートル」六十五のものより小さく、一「メートル」六十五のものは、一「メートル」七十五のものより小さきは當然なり、故に此の如く、員數を以て最小のものより、最大のものに至る各種の寸法を、一「サンチメートル」、又ハ數「サンチメートル」毎に、順次に區分するときは、其の寸法の差異を見るや、極めて容易なりと云ふへし

然るに、今此の三個の員數に代ふるに、適當の文字を以てせは如何、直に腦裏に浮出つるものは、大中小の文字なり、此の三字は、階級的の差異を言ひ現すには相違なきも、曖も、是れのみにては、其の範圍亮も明かならす、假りに一、六〇以下は小、一、七〇以上は大とするも、尙、其の困難は免れざるへし、其の故、何となれは、例へは茲に身幹一、六九のものあり、而して二又は三「サンチメートル」の差異は、容易に生し得へきものなるを以て、該寸法は、時としては中となり、時としては大となり、其の何れか確實なるを識別するの途なかるへし、故に或る人相書に、身幹尋常とあるも、或は他の人相書には、大とあり、又は小とあるかも知るへからす、豈、亦、不都合の至りならすや

是の故に、大中小の區別をなすときは、中なる文字は、實際何等の意味をも有せさるものと謂はさるへからす、何となれは、右の如く、大中小を相混同するの場合を生することあれはなり、然るに假令骨格測度を以てせすして、單に觀察法に因るも、前述せる彎曲法に從ふときは、實に中の部は、全數の半を占むるものなるか故に、決して斯の如く大中小を相混淆するか如きことなかるへきなり、於是乎此の中に付きて、尙、階級を立て、其の差異を示す文字を案出するの必要を生す

此の細別の文字は、能く數多の形狀を言ひ現はすを得へし、例は、左表の如し

	身幹						
	一	二	三	四	五	六	七
	最小	小	小中	中	中大	大	最大
限界	一、五三以下	一、五三（増減三）	一、六一	一、六五	一、六五〇（増減二）	一、七四（増減二）	一、七七以上

者は單に寫記するのみにして、決して測度するものにあらさることを忘るへからす、蓋し右の表に例示せる所

は、其の方法を容易に了解せしむる爲め、特に員數を掲けたるものなり

曩にも陳へたる如く、記寫的人相書は、毫も測度器械使用をする所なく、單に觀る所に依りて、模樣を記するものなれは、右の表に於けるも、單に大中小等の文字のみに注意あらんことを希望す、而して、又、眼色若しくは鼻形に依らすして、身幹に付きて說明せるは、其の階級を知了するに簡便なれはなり

前記七級の分類法は、決して之に限りたる譯にあらさるを以て、尙、上に極小（一、四〇以下のもの）を、下には、極大（一、九〇以上のもの）を加ふるも妨けなし、今、壯年の男子千人を右の方法に依りて、九類に分かつときは、左表の結果を呈す

身幹	境界	人員
極小	一、四〇以下（メートル）	〇、〇五（人）
最小	一、四七增（センチメートル）六減	三五、九五
小	一、五七同三	一四八、
中小	一、六一同二	一九八、
中	一、六五〇同二	二三六、
中大	一、六九同二	一九八、
大	一、七四同三	一四八、
最大	一、八六同六	三五、九六
極大	一、九〇以上	〇、〇五
計		一、〇〇〇

右の類別たる、若し隣接の種類容易に相混淆するに至るときは、其の細別は、既に十分なりと知るへし、又、其の間に一二の類を超越して、他の類と混淆するか如きあるとなき以上は、其の類別の區分は、必要なる限界にあるものと看做さるゝへからす

階級の度多きを加ふるに隨ひて、其の寫記法の確實を得るや明かなり、然れとも、實際之を區別し難きまでに、文字もて其の區別を細別するに至りては、其の區分は、最早有要を失して、錯雜又は不明に歸着するのみ

余は前文に於て、大中小三種の類別法は、中の部の効用を皆無ならしむへしと言ひたりしが、若、右の如く、適當に細別するときは、中の部は、茲に初めて大なる効用を見るものと謂ふへし、即ち此の所謂中は、更に中小となり、又は中大となることあるへきも、他の四類に影響することなかるへければなり

（未完）

◉犯罪の豫防及刑罰

原　胤昭

本書は、先年羅馬府の萬國監獄會議にて、論述せられしものを、特に予の參考にとて、著者ヴヲー氏より、寄送せられしものなるが、現時我國にも、分房制監獄の効用を說かるゝの士多き際なれば、或は讀者を益することもあらんと、友人某の飜譯を求めて、貴紙に投す

北米合衆國ペンシルヴアニヤ洲フイラデルフイヤ府東部監獄長官
北米理學會員　ペンシルヴアニヤ史學會員　リチヤルド、ヴヲー

本題は、今般羅馬府に開かれたる萬國監獄會議にて、最も衆人の注意を促したるものにして、社會に對し敎育上に對し、又、人民が工藝上の狀態に關係するものなり、而して、本題は社會の罪を豫防し、及ひ之を刑罰す

る目的に對し、社會の當時の形勢に基き、成り立ちたる良法に通達せしものなり、其の罪の豫防と、刑の關係とは、如何なる場合に於ても、分離することを得ざるなり

抑、社會學と行刑學とは、一致連結したるものなれば、此の二科の學問により、聰明なる見識を以て、罪と罪との原因、及、刑罰に關する最も賢明の處置を尋繹講究すべし、而して、社會の一人一個、及、其の財産を保護する所の、安寧、且、權利のために、社會の秩序を紊して、行はんとする罪を豫防し、之を刑罰すべき問題を探究するに、殊に認めて研究すべきものゝ顯著なる勢力は、氣候、土地、遺傳の傾向、風俗、若年者の馴習、若年者の本業、及、工藝、食料物、固有の習慣、交際、遊戲、國々に行はるゝ所の道德の繩墨なりとす

本題の區域は、實に曠大なること、斯くの如し、恐らくは、探求者も失望を來たさんか、然れども、眞に其の智識を得るに至らば、灼然として右に序次したる事項の考究、思慮、探索が本題を解釋するに、必要なることを覺知すべし

總ての社會に於て、人民の幸福安寧に關して、基礎となるへき單純なる原由あり、即、生命、及、財產之なり、若、之を侵凌する者あらば、之を豫防し、及、之を刑罰すべきものとす、故に、法律は取も直さず此の二つを保護する爲めの盾の如し、此等の法律は、其の國民か、各自を保護する爲めに、緊要にして欠くへからさるものと確認したる輿論の歸する所より、成立つものにして、其の國々に於ける最も政治の勢力に依りて行はるゝものたり

法律の最大なる目的は、國民の幸福にあり、尙、其の法律は、其の國民が當時の狀態に全く適當して、存すべきものなり、故に法律は其の國を當時組織する所のものより成立つべくして、人民の新奇なる發明に因りて成立つべきものにあらず、反りて其の國に因襲したる國態に基つき、世襲或は古傳、或は風習より成り立ち、必ずや其の時世の狀態と伴行して進むものなり、是、現時の社會と、往時の社會との狀態が、確に其の國の風習、敎育發達上に、密邇せる關係を有せしを知ればなり

英國の封建時代、佛國の古昔「ゴーリック」時代、又、伊太利國の文學時代は、今日我が萬國監獄公會にて論ずるが如き問題を、能く理解し、將た之を討論するに適當なる時世と云ふべきか、否々往時の社會と、現今の社會とに、その狀態の殊異なる事は明かなるへし

吾人か今日の狀態は、是、文明の賜ものにして、彼能く社會を進化せしめ、現に諸君か腦裡に蓄へらるゝ新思想も、亦彼が進化に係かはるものたり、而して、尙、今日至高の文明と云はるゝ分子中に含有せられたる黑暗、蒙昧即、懶怠にして敎養せさりし者、良馴に習はせざりし者、放縱にてありし者、又は白痴者の階級に屬する者の存するを識認す、彼等は、必、一階級を爲すものにして、罪の勢力、亦、之に密着す、敎育、即、最高点に達したる敎育は、種々なる罪惡の基本となると、實に驚くものあり、單に一人一個か、最下の生活、亦、罪を犯すの釀酵となるあり、人は如何に完全の地位を保つものと雖も、全く誘惑を受けすと斷決することを得ず

今茲に提出する考案は、一部分に偏することなく、社會全体の現狀を目的とし、先、其の社會を組織するものを探求して、之を區分するとは、社會の敵、即、剔除すべき罪惡を、明かに理解する所の法なり

社會を組織したる者の內に、自、區分せらるゝ二段落あり、第一に區分せらるべきものは、自助する者、第二には、自動する能はさるものこれなり

敎育上發達の度、遺傳の性癖、家族の馴習、交際、本業、兩親の統轄、一家の政治、夫婦の和合、及、種々なる道德上、智識上、身体上の勢力、是等は彼の大段落を區分すべき目安なり、此の目安を以て乘除するときは、明かに是等の人々か、何れの段落に屬すべきものなるか、疑ふを要せす、其の位地を定むることを得べし、然る

后には、種々なる小階級、自、分立す、即、懶怠、邪僻、放縱、遊蕩、輕忽なるものは、概、一階級に結合するものなり、又、一方に向かつては、教育あり、能力あり、然れども、更に義務を辨知せざるもの、不從順にして、希望心なく、意力弱く、己を支配すると能はざるもの、此等の者は、又、一階級に團結す、或は團結せざるも、其の一分子と爲ると疑なし、而して、氣候、土地、工藝、土地の特性、政治の成形、教育の規律、古傳、習慣、遺傳の風俗、此等のものも、必、其の分子に多少含有し、間接に彼等を支配するものなり、如此國々の狀態著しく、不同にして、皆、格別の勢を有す、是れ其の段落を區分し、人の階級を定むるに欠くべからざる基礎なり

普通適用の原理は、事を總結する場合に得られ、社會組織の特別なる狀態に、間接に屬し、又、直接に屬するものにて、何れの國にても、明かに識認せらる、是、國民の間に、種々なる階級を作る標準たり、故に、必、探求監察を要す、總て社會の幸福に逆ふ害物を認むるとは、最も社會の要する所にして、明かに顯示すべきものたり、其中には、著名なる文明國にも、普く用ひらるゝものあり、即、人間各自が、自、其の生命を保つもの、とすれば、必や、之か保護を要す、是等は、實に古今不變、開明國の人間の、至高の權利なり、法律は、其の害物を顯示するものなり、而して、之を犯さゞるに於ては、其の人をして、刑罰せしむべし、凡、理性を備へたる人間の、生命を無法に害するとは、何れの文明國にても、人殺と呼びて、之を罪の最極點に置く、財產の權利は、一人一個に相當價格ある物件を、自、保持する權にして、文明は、愈、之を確固ならしむるものなり、而して、之によりて、人々の要する權利は、法律に依りて要求さるる外、之を侵凌する者に向かひて、保護さるるとなり、然るに、之を犯して、所有者の心意に逆ひ、無法に之を執奪するものは、是、即、偷竊なり、此等は、一般人民か要する所の權利の一例にして、總て開明國にて、社會を保護する法律の基礎たり

各國其の社會の狀態により、特別なる固有性あり、其の人民の請求にも、亦、特別の固有性ありて、自、其の國特有の法律を生ず、故に、一國にての罪は、必しも他の國にては罪と云ふまとを得ず、如何となれば、社會の組織、人の動作相異なり、從ひて、又、世界の請求も同しからざればなり

凡、法律は、其の國民の要求する所に適すべし、之を破壞するものは、罪なり、法律は、其の如何なるものか、罪となるかを顯示し、而して刑罰を添加するものなり

刑罰の目的は、通常檻倉、又は囚獄と呼るゝ社會に、隔離したる場所に拘禁するにあり

總、國々の刑典は、罪、及、犯罪人の處置、刑罰の性質を、明かに解說す、行政法は、社會の狀態の異なる所に從ひ、各個に適して、之を作る、罪に對する刑罰の性質も、亦、自、同一ならさるなり、故に、社會を保護する法律、及、罪者の刑罰を考究するには、先、法律か其の人民に、誠に適するか否か、其の國の發達したる開化に就きて、注意を要す、固より、立法者に於ては、彼等の法律の目的には、如何ものが、重要なるか、之を講究熟察すべきは勿論なり、又、何れの邦國を問はず、斯の如き法律の下に備はりたる理學は、果して其の法律を行ふとに先んじて、原理の存する所を尋繹研究すべきものなり、今、此に考究せんと欲する問題を分かちて二とす

（未　完）

寄書

◎在監人に對する外來の信書告示方に就きて

天下放言生

在監人（刑事被告人は格別）に對する信書の檢閱、及、發送付與は、典獄の主權に屬すべきは、已に監獄則第三十四條に規定する所なり、果して然らば、典獄如何に事務の多端なる、檢閱の繁雜なるにもせよ、濫に主權を下僚に放任し、自ら之れを顧みざる如きは、現時監獄社會に聞かざる事實なり、然りと雖とも、之に類する取扱を耳にするは、果して何ぞ、曰ほく、在監人に對する外來の信書（檢閱後）に就きて、付與する取扱、

手續の一事是なり。（典獄か信書檢閱權の範圍を擴充して、下僚に一任するが如きは、假令は司獄官更をして、一般に知得せざるべからざる利益必要ある場合、又は過四上特別の條件ある場合）

余は其の實況（信書告示の手續に就ての觀察するに、在監人に對する信書取扱（發送告示）は、專ら一部の看守長に一任せしもの、如く、見聞するのみならず、當局者も、恬として之を下僚に放任せしは、實に信書秘密を（自由を拘制せられし四人たりとも）侵害するの、最も杞憂すべき事柄にあらざるなきか（典獄か信書檢閱權を擴充して、下僚に放任するの不可なるは、已に小川岳洋先生編纂の監獄法諺義に就きて見るも、明瞭にして、余か多言を要するの必要なし）今、一步を暫く當局者に借し、看守長か、外來の信書を在監人に傳達告示する手續に就きて之を觀察せば、或は一協若しくは、專問所等に受信者を曳出し、不紀律にも三々伍伍に制限なく、十數名團欒群集せしめ、毫も之れが區別をなさず、傳達告示する所の看守長は、敢て他を憚るとなく、聲高く發信者の住所氏名、及、信書の文意、行文の文字に就きて、詳細漏らすとなく、朗讀して彼に聽かしむ（自から讀むべきものは格別）之を聽くものは、固より普通教育なく、目に一丁字なき者多く、自分に信書を通讀理解すると能はざれば、彼は充分信意を會得せんことを待つの暇あり、然るに、傳達告示する看守長は、其の狀を知りつゝ（苦不知乎）あるにも拘はらず、無鉄着にも聲高く、假令は東風微暖を送り、氷雪融解し、四方の山々春色を呈し、唯さへ室中に鬱伏し難き節を被者候、聞く頃日君は慶ちすも、法網に觸かり、獄中に蹴せらるゝ不幸……と朗讀するも、受信者は何んのみそやら、皆無發信者の眞意を理解するに苦しむことの多くときとしては、一家の醜態を、他囚多くの面前にて公然揭言せられ、汗背を濕すが如き、或は夫婦間の情交濃やかに、己を愛するの切情を認き、なりを保存するにも、又、之を實質證與等するにも、人情として如何なる覺悟を起すべき

異して終らば、司獄官の職掌柄として、必要已むを能はずとは、言ひながら、在監人其の者に對して、物品所有權の重分を毀損し、併せて在監人の感情をして、實に拘禁目的以外に不快の念慮を起こさしむるにはあらざるか

今假令たるか如き事柄にして、萬一にも事實なりとせば、總職に背かず、規律に抵觸せず、實際的に迂遠を來たすの弊なき以上は、可成其の方法を講じて、他の良法（例へば在監人の番号を記したる木小札又は紙小札を附するか如き類なり）を採用せられんことを切に企望す

●監獄の戒護と作業と

盛岡　植木一桐

監獄事務を掌さどり、看守長始め看守押丁を統括し、全監の囚徒を總理監督し、典獄の下に在りて、一般一令の出つる所、賞罰を勵行して、多數の囚人に直接して、矯正感化の任に當たる可きものは、普通第二課なり、此の嚴嚴侵がす可からざる位置にある吏員にして、其の品位價格を失墜せば、爭でか嚴正なる規律の下に、運動指揮することを得ん、此第二課にして、吏員の資格に欠く所あらんか、一課空虛にして、教令行はれざるのみならず、却て世人をして、犯罪學校の感あらしむるに至らん、故に、吏員たる者は、其の人を得るに非されば、世眼の嘲笑を受くるは勿論、無數の囚徒より、時に輕侮を招き、積んで令數を照格するに至るは、勢ひの免れざる所なり、而して受持看守工場區割の配置の如きは、一般一令の徹と疎とも、能く精査考案して、能く其の適任者を選擇し、決して下僚他吏の容喙を僞たす、亘公至正以て其の責任を盡くさしむるに至らは、受刑者の感動は實ふ鋭も無く、一層摘發の力を增つて、其の職務に

知らず惡慣の狀あり、時に隱謀詐欺に巧みなる習慣犯者は、之を機として、出獄後、再、犯罪を醸生するの好目的となすがごとき、昔はゝ一種の弊害を惹き起すことは、他日嘆々さして其の事實を發見するに足るべし、斯くのごとくば、蓋、信書の目的は、既に其の半を固害せしに非すや、傳達する所の人人は敢て之を了するなきか（信書の必要を知らざるか）意氣揚然小說的に之れを朗讀して、卿か願慮するなきに至りては、實に現世監獄の眞相に耻つべき事柄にあらすや、嗚呼我國憲法は、如何に規定せしぞ、信書秘密は人權の貴重すべきものとし、法律に定めたる場合を除く外、信書の秘密を侵さゝるとなきを、依之考察せば、余か以上縷言する所は、如何に自由を制限せられたる囚人と雖とも、彼に對し、充分なる信書秘密の貴重すべき人權は、飽く迄之れを保護し、家醜は成るべく之を掩ひ、私祕は務めて之れを避くべきに注意せざるべからず、況斯くのごときは、夙に司獄官諸士の治獄上、最も注意し、最も謹しむべきの要件たるを知らざるか、嚮斯の謹むべき、斯の注意すべき必要の事實は、余か常に見る監獄の狀況なるを三者せよ、當局の諸士以て如何

◉書籍差入の件につきて

在桑名　山本八圓居士

彼の在監人の所有に係かる書籍、或は用紙（刑事被告人に差入れの用紙を云ふ）等監房内に差入れを許さゝる際、當該官吏は、其の物品の彼此間違を生するの弊を防かんが爲めに、事務所辨の戰慄を剔せんが爲め、在監人其の者の書写、又は姓名を謄寫の表紙、或は用紙にありては、其の上紙へ朱印又は以て直に記載せらるゝ監獄もあるを承りぬ、右は司獄官吏の職務上には、成程便宜には違宜ならんが、在監人に取りては（元刑事訴訟法の如きは給くるとを得ず）他日無罪の後、其の書籍なり、其の用紙

紙心に從事して、囚徒の通觀、作業の管勘、賞罰勵行、其の效の著しきなる見ん、既に昨冬看守採用試驗規則出て、本年四月より、經費俸給例と同しく、增給の變を得たりき、されば宜しく、從來の宿弊を一掃して、充分適任者を選擇するの手段を採用し、傳給に耻ざる眞看守を採用し、來春四月一日の看守增員を利用して、文明時代の監獄を描出せざるべからず、若、此の期を誤り、從來の如く、敢物利用の海嘗に滿れ、此の繩多手段に固伴するに至らは、千万人の看守を以て、監獄團内を埋むさゝるとも、何の効なきや奚するを俟ん、故に此の眞正なる天賦の美職に當たり、人心の改造を掌り、矯正の責任を完全ならしむる第二課にして、看守操用、看守配置、看守監督の三要點をして、一つの欠く所あらしめは、如何なる主治者と雖とも、監獄の監獄たる責任を盡くすと能はさらん

監獄の作業は、定役に服する最短期四者より、多數有期徒刑十五年、及、無期徒刑四に至る迄、彼か農重の假面を以て包藏したる、頑強夢想を打破し、且、猛惡邪毒の遂心を洗除して、矯正の責任を全うせんとは、終始一貫作業を措きて他にあらす、彼の教誨訪問の如きは、休役の際に非されは、罷役後、又は日曜日年后免役日等にして、其の教誨の間、斷續間隔の處を表せす、容委正鵠を裝はされは、獄則處分の厳嗣を避らん、故に如何なる極惡無道の者と雖とも、必す誠意の体を餘表し、且、怜悧狡猾なる囚徒の如きは、教誨師の懇諭說示の意向に投して、巧に假善の相を呈し、一時在監中の安樂休命を買はんが爲めに、媚めて反對の心面形を影實し、善善を爲すが如きは、左程珍しからざる實跡にして、典獄、看守長等の訪問、又は巡視の時の如きと雖とも、亦然り、故に一年二百六十五日、彼等の身体に、終始附着して、勤役、休役、日暇日年后、晨、夜間の外は、離れんとするも能はざるものは、作業にして、爲め無期の業務（無期囚）即、彼れ等個個間の光陰を苦慮する所にして、

左記申告年月の間、種々の意想を百出して、又、予期す。例へば、一區の草稚を造らんと欲せば、三尺とも、必ず、同一ならず。時々刻々彼れ等の心想は、自己の作業物品に反影する者にして、正實なる感想ある時は、作業品も、正實に製作し、又、時として、惡意發達し、陰鬱胸間に生ずるか、忽ち、作業上に波及し、彼れ如何に敏腕に巧妙なるも、其の一足の草鞋にして、彼れが平素に變りし底意を透見する、頗繁たらん。明月村雲に入れば、水上又暗黑となり、光明を放ては、水上踏々として、心激動闘なれば、彼の手藝行爲は、又、滿腔となるは、決して妄語に非らざる可し、而して作業上利益の點に就きては、又、種々の說あり、蓋し衛生上の利益ありと云ひ、出獄の後自活の資を爲さんと云ひ、人身の本分を竭くさしめんと云ひ、給與工錢の感興、日く云々、曰く云々と、其の理の歸する所、各一利ありと雖ども、其の益する所は、必ず、囚徒に屬し、又、一方には幾分の監獄經費の補助たるかを得べし、故に此の作業をして、徒使徒役ならしめず、之を利用して、遷善の道に供し、罪囚の富實として、日々の眞相を穿ち、戒護の任に該たり、充分彼れ等の意思を操究して、嚴嚴適當の作業を採らしめ、素より內務大臣指定の作業ありと雖ども、奧獄にして、地方の情況等に依り、充分有益無害なるかを認むるときは、特に內務大臣の認可を得ることも亦難きにあらず、故に彼れ等囚徒間、終始善報惡業を俱にする作業の適否如何は、充分なる研究を要する所にして、若、苟且にも寬に流るゝに至らば、彼れ等の遊技場、日暮らしの安心立命、一時の休息場と爲すの弊、實に酷に失せば、自由刑の本旨を誤まるに至らん、既に作業の事に就きては、官場及、民業、即、請負業の點は、學者間、又は實路熱心家の論點にして、今更喙喋の感言を候たざれども、囚徒の使役に關する看守配置、受持擔任のことに於きては、實に、最も、肝要なるものあり、依上依一身休の鐵窓、二個制の獨居房、雜居房、監房の設置、三等區別、四級食物、五物品授與、消燈、地積物等なり

監獄諸般の事業は、監獄の健康を看護するにあり、飲酒をして、茶亦屋の如くならしめざるは、又一の健康を保つにあり、女監をして、乞丐者の巢窟の如くならしめざるは、一の衛生を保つにあり、監房をして、墓穴なからしむるは、一の衛生を保つにあり、死刑場をして、廢馬捨場の如くならしめざるは、一の衛生を保つにあり、役場をして、病の如くならしめざるは、又一の衛生を保つにあり、雜誌をして、新聞社內の如くならしめざるは、一の衛生を保つにあり、孔夫子も、齋場應對進退の節は人の美德として歎へを怠らざるものなり、監獄改良の輿論日に月に盛大發出する今日にありて、默して聽へざるは、其の遑なきに似たり、登錄筆至祝する時にあらんや、

◉看守長の改正服制は速に實施せられんことを望ひ

在札幌　央　山　生

看守長の服制の改正になるのことは、二三年以前より、其の說頻りなりしが、近頃聞く所にられば、右改正の儀、確實なりと云ふ、已に看守服制の如きは、各地方にて、現今の服と改正服の費用比較調査中にして、昔八年度より實施すると同時に、看守長の服制も實施するの事なり、余は看守長の服制は、看守改正服を實施するを待たず、速に施行せられん事を望む、其の所以のものは、前述の如く二三年以前より改正の說あるが故、現今の服は古くなりしも新調せず、一日一日と改正の期を待ち調理する爲め、或は松葉色あり、羊羹色あり、或は破損のヶ所一時修繕を加ふるもあり、委勢上甚た見苦しきものなきを保せず、之を以て看守の姿勢を改正にすべしと、八釜敷調製するも、或る程度迄なれば致方なく、既には服裝するも、時には何にやと云ほん、故に早晩改正になるも

後囚徒の作業工場に、外人（請負業者の如き）を混入せしむるの弊害あり、或は看守押下の周到なる注意を以て、弊害を掃滅するに足れりと說き、又は、作業係を一名派出せしむるときは既くものありと雖ども、余は絕對的官業又は請負業にもせよ、工場の如きは、一切看守押下の外、他人の出入を不可とす、又、作業係の派出の如きは、單に數々たる雜務の整理と、作業上監督のものにして、少しも戒護監督上に必要なきものならず、却りて戒護者その間に、間接直接に、幾分の衝突を來たすを免れず、故に、作業場の如きは、一切他人を要せず、看守押下にて、充分受持を定め、作業係の計畫方針を含用し、二工場に、必（大小の區別ありと雖ども）二名以上の看守を配置し、上級看守（看守部長又は指圖以上の資格ある看守）壹名をして、戒護專務を爲し、工場一切の戒護、情書給貸與品等の取締を爲さしめ、一週間乃至二週間の配置の受持を定め、最后の七日目、又は十四日目には、其の受持つ二工場內、其の實際目擊ぜし使役、全囚の實況、即、行狀動作、將來、及、現在の改悛、及、改悛に適ふ可き擬様、作業勵者の報告者を差出たさしめ、異目賞表の授與、特赦、假出獄の許可、其の他の參考に供し、又、一方には、作業專務の看守一名を配置し、六ヶ月若しくは、一ヶ年の間受持を定め、以上特に命令し、作業四の等統、及、二工場內作業一切の擔任を爲さしめ（受業手の擔當するもの、外）專ら督勵の任に當たり、偷ら戒護觀察を怠ね、兩者併行其の全きを得るに至らば、必、囚徒の性質行爲は勿論、作業の適否巧拙を充分看破し、始めて戒護作業の結果如何を統察し、行刑の目的を達するを得るものならん

◉監獄の衛生

在壻玉浦和　矢　島　勇

監獄の衛生なるものは、囚徒の健康を保護するにあり、故に、囚徒の健康を害するものは、之を除去せざるべからず、之を除去するの方法なるものは、素に普通もれん事なるも、而して看守長は看守と囚徒の異なるものなれば、何を同時に實施するの必要を認めん、却りて一步早く實施することこそ適宜なるべけれ、唯、顧ふ所は、發布後猶隱匿の與へられんことを、例へば明治廿八年三月三十一日迄、從前の制服を着用するとを得、云々な加へられん事を希望す

◉看守諸君に望ひ

大和　半　翠　山　人

巡査俸給改正の敎令は、監獄事業の前途を、看守諸君の將來に向ひて、實に一大幸福を與へたるものと云ふべし、既に諸君の熟知せらるゝか如く、監獄の目的とする所は、確實に自由刑を執行し、彼、囚人をして國權の鞏固なる、一個人の微力を以て之を犯す可からざる事を示し、作業を督勵して、勞して食するは人の本分なる事を知らしめ、敎誨を施して道理の違ふ可からざるを悟らしめ、從來奸惡の徒を化して善良の民となし、國家の安寧を計るにあり、益世上の事之を口にするは易く、實際之を行ふは誠に難し、就中、看守の職務は尤も至難なるものとす、上に典獄、書記、看守長の指令官を戴き、下は囚人に直接して、其の指揮命令を執行し、有形的の動作に因りて無形的心神の改良を圖るものは、看守の任なり、一心双眼以て數百囚の胸中を看破し、克く個人の關係を審察し、臨機應變の智力を備ふるものに非されば、其の任を全うする事能はず、彼、囚人をして國家の眞民たらしむるも、棄、犯罪を重ねしめ、國の害物となすも、一に看守の其任を盡くすと否とにあり、若、一人の再犯者ある時は、國家一般の安寧を破られ、其の損害を蒙る、若し數に過するもの一人あるときは、其の利益も、所、國家一般に及ぶ不眞民矯正の職にある看守諸君の任務、實に重、且、大なりと云ふべし、諸君は既に斯の重任を擔ふ、能くに、自重の心を以て、事當一般の廉直を圖る比

して、些細なる勤務法を非難し、或は昇給の期後れたるを憤り、自己の才能を認みずして、上官の明なきを慨み、私情に制せられて、勤務を忘り、或は全般中に蔓延を組織して、互に相排斥して、一身全体の本旨に背むき、國家の急務を忽にするが如き事あらば、實に國家の庶政なり。現今の看守諸君にして、斯の如き不義不忠の行爲なき事は、余輩の信じて疑はざる所なり。往時監獄事業の前途を照らす燈明臺とも稱すべき一の綱領あり、時々斯の如き離行をなすの看守ある事を記せり。嗚呼四人の過正を以て自任する看守にして、自ら此の離行あり。恬として恥ざるが如きは、抑、亦、知何なる編制ぞ、將來に於て、若、斯の如き輩あらば、實に看守諸君一般の恥辱と云はざるを得ざるなり

錄し、看守の一擧一動は、總て四人の模範となるに付き、言語擧措に至る迄も、常に充分の注意を加へ、躬行之を率るの決心なかるべからず。孔聖曰はく、治し欲ニ天下一者、先齊ニ其家一、欲レ齊ニ其家一者、先修ニ其身一、欲レ修ニ其身一者、先正ニ其心一、欲レ正ニ其心一者、先誠ニ其意一と、諸君宜く此の言を服膺すべし。爾、之に加ふるに、倒れて止むの熱心と、不撓不屈の忍耐と、不倦不怠の勉強さみ以てし、遂に治獄の目的を達して、勅令百五拾号の本旨に報答するの責を盡くし、一日も早く窮囚を安じ奉るの域に進し、諸君が、自、求めずして、帝國人民の敬服を受くるに至らん事を望む

◉押丁全廢に付きて

武甲峰生

貴會雜誌を見るに、近來各地監獄に於て、押丁を全廢するを以て、獄務改良の一二に數ふるものの如く、且、爭ひて、之か全廢を企圖するなり。然れども、余は何故に押丁を廢するを、監獄の改良と爲すかを知らず、否、寧ろ押丁は監獄上缺く可からざる必要の者と信ず。何となれば、監獄は其目的とする所に奔走して、百事齊備の勞を執るものは、實に押丁を措きて、他に之あらざるへければなり

勿論、獄政整備の爲めに、押丁を廢して、それだけの仕事は、總て看守に委するものなりとせば、强、論理とは申されども、もし獄事改良上に、押丁を廢すと云ふに至りては、余は之を首肯すると能はざるなり。服ふに、押丁を廢するも、押丁に類似するものを使用するにあらすんば、遠らくは、獄務の混滑を來たさん。倘、押丁を廢して、更に同實異名のものを任用するものならんには、豈に押丁を廢するを要せん。唯、僅に名の新規なるに遂ほされて、前后不覺に之を全廢するが如きは、少しく獄治の狀態を解するものゝ、爲すとを欲せざる所なり。請ふ已に押丁を全廢したるの當局者よ、果して如何の高識かある。生の敢て問はんと欲する所なり

官報

内務省令第十一號

警視總監　北海道廳長官　縣治局長　土木監督署長　衛生試驗所長　臨時横濱築港局

内務省所管歲入歲出年度科目所管廳誤記訂正手續左ノ通心得ベシ

内務大臣臨時代理　司法大臣　芳川顯正

明治二十七年五月五日

歲入歲出年度科目所管廳誤記訂正手續

一　歲入ノ調定官ニ於テ納入告知書又ハ納額ノ通知書發付ノ後科目（經常ト臨時トノ誤記モ科目ニ準ス以下同シ）所管廳ニ誤記アルヲ發見シタルトキハ科目又ハ所管廳訂正書ヲ收入官吏ニ送付スル事

二　收入官吏ニ於テ翌年度七月三十一日以前第一項ノ科目所管廳訂正書ヲ受ケタルトキハ直ニ收入簿ニ訂正ノ記入ヲ爲シ其記入ヲ爲シタルトキハ既ニ其月ノ計算締切後ナルトキハ訂正シタル月ノ收入報告書ニ之ヲ揭記シ事由欄内ニ其事由ヲ詳記スル事

三　收入官吏ニ於テ翌年度八月一日以後第一項ノ科目所管廳訂正書ヲ受ケタルトキハ之ヲ收入簿ニ記入セス別ニ補助簿ヲ設ケ之ヲ記入シ收入報告書ニ準シ訂正收入報告書ヲ調製シ事由欄内ニ其事由ヲ詳記シ收入報告書送付ノ順序ニ依リ之ヲ内務省ニ送付スル事

四　收入官吏ニ於テ科目所管廳訂正書ヲ受ケタル收入金ハ歲入金ニ納入告知書若クハ納付書ニ依リ金庫ニ現金ヲ領收セシモノナルトキ又ハ收入官吏ニ於テ現金携込書ノ科目所管廳ニ誤記アルヲ發見シタルトキハ直ニ收入官吏ヨリ關係金庫ニ其科目所管廳ノ訂正ヲ請求スル事

但本項ニ於ケル科目ノ訂正ヲ金庫ニ請求スルハ國稅科目ト國稅外諸收入科目トノ誤記アル場合ニ限ル

五　金庫ニ於テ第二項ノ訂正請求若クハ明治二十四年大藏省令第十一號ニ依リ歲入年度ノ訂正請求ヲ受ケタルトキハ直ニ現金出納原簿錄入金各廳内譯簿其他關係帳簿ニ之レカ訂正ノ記入ヲ爲ス事

但本項金庫ニ於テ訂正ノ記入ヲナスハ甲年度歲入金ニ對シ乙年度七月三十一日以前ニ訂正ノ請求ヲ受ケタルモノニ限ル

六　仕拂命令官ニ於テ仕拂命令集合仕拂命令ヲ發行シタル後年度科目所管廳ニ誤記アルヲ發見シタルトキハ年度科目所管廳訂正書ヲ金庫ニ送付スル事

七　金庫ニ於テ翌年度七月三十一日以前第六項訂正書ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ支出簿其他關係帳簿ニ訂正ノ記入ヲナス事

八　金庫ニ於テ翌年度八月一日以後第六項訂正書ノ送付ヲ受ケタル時ハ別ニ補助簿ヲ設ケ之ヲ記入シ（支出簿其他關係帳簿ノ訂正モス）仕拂命令受領濟額報告書ニ準シ仕拂命令受領濟額訂正報告書ヲ調製シ事由欄内ニ其事由ヲ詳記シタル上仕拂命令受領濟額報告書提出ノ順序ニ依リ之ヲ大藏省ニ提出スル事

九　歲出年度ノ誤記ハ翌年度八月一日以後訂正スルヲ得サル事

○敍任及辭令

敍從五位　新潟縣典獄從七位　小泉保直
敍從五位　德島縣典獄正八位　白倉通倫
敍從七位　宮崎縣典獄正八位　河俣政幹
敍從七位　看守部長千金　正八位　千石學
敍從七位　正八位　鹽佐正人
敍從七位　正八位　中川幹
看守部長千金　佐賀縣看守　平野雷藏
元佐賀縣看守　劇島次兵衛
仝　西川卯平

右ハ滿十年間勤續退職ニ付年金貳拾五圓給與ス

叙正八位　北海道廳監獄書記　吉野　嵩夫
非職ヲ命ス　仝看守長兼監獄書記　神保　晃芳
仝　上　仝　監獄書記　秦木興十郎
仝　上　仝　監獄書記　松宮　慶助
仝　上　仝　仝看守長兼監獄書記　高橋今朝蔵
租稅外分任收入官吏ヲ免ス　仝　上　仝　監獄書記　神保　晃芳
租稅外分任收入官吏ヲ命ス　仝　上　仝　監獄書記　佐々本雅五郎
仝厚岸支署長看守長兼監獄書記　關友　要造
視察支署在勤ヲ命ス
任北海道廳監獄書記（月俸拾圓）　北海道廳屬　村尾　忠次
仝　上　仝　上　（月俸拾圓）　仝　上　仝　上　鈴木　利吉
仝　上　仝　上　（月俸九圓）　仝　上　仝　上　長内　義治
仝　上　仝　上　（仝）　仝　上　仝　上　村上　元治
監獄署根室支署勤務ヲ命ス　仝　上　仝　監獄書記　須藤　忠護
仝　上　仝　上　仝　仝　村尾　忠次
監獄署第一課勤務ヲ命ス　仝　上　仝　上　鈴木　利吉
仝　上　仝　上　仝　仝　長内　義治
監獄署龜田支署勤務ヲ命ス　仝　上　仝　上　村上　元治
仝　上　仝　上　仝　仝　須藤　忠護
任北海道廳監獄屬監獄書記兼看守長網走監獄署第一課長　仝　上　仝　上　立澤孝太郎
監獄書記兼看守長網走監獄署第一課長
第三課長ヲ命ス　中村　嶽
看守長兼監獄書記仝　北海道廳屬　村尾　忠次
第一課長勤務ヲ命ス　仝　上　仝　第二課長　鈴木　利吉
監獄書記兼看守長仝　仝　上　仝　第三課長　長内　義治
鹿島縣採用ニ付出向ヲ命ス　杉野　喜藏　仝　上　仝　上　村上　元治
給月俸九圓　佐藤　武彦　仝　上　仝　上　須藤　忠護
富山縣ヘ出向ヲ命ス　京都府看守長　岡村　英吉　仝　上　仝　監獄書記　村尾　忠次
給八級俸　栃木縣監獄書記　神志澤義郎　仝　上　仝　上　鈴木　利吉
岩手縣ヘ出向ヲ命ス　仝　上　仝　第三課長　長内　義治
仝　上　仝　上　村上　元治
仝　上　仝　上　須藤　忠護
仝　上　仝　監獄書記　村尾　忠次
仝　上　仝　上　鈴木　利吉
仝　上　仝　上

宮崎縣典獄　河俣政幹
三池集治監看守長　山口外太郎
沖繩縣監獄書記　近藤後夫
熊本縣監獄書記　渡邊政温
福岡縣監獄書記　山座龍太郎
佐賀縣監獄書記　鵜善作
大分縣監獄書記　古川利德
鹿兒島縣監獄書記　福崎龍熊
宮崎縣監獄書記　野村龜次郎
宮崎縣看守長　富田通聰

一、本會は、昨十五日より開會の筈なりしも、未着の會員等ありたるにより、同日は事務の打合に止めて開會したり

一、前會の決議に依り、開會場の典獄會頭席に就く、議事に先たち、磯貝書記官、知事に代りて、臨席の挨拶を述へられ、續いて有松内務書記官は、左の如き一場の演說ありたり

演說筆記大要

此度本縣にて開かるゝ三池集治監、井、九州、沖繩各縣獄務會へ臨場の爲め、出張を命ぜられたるは、小生に取りて光榮とする所なり、小生は近來内務に參職したるものにて、殊に獄務上の經驗には甚た乏しく、顧つて獄務熟練の諸君と相會して、其の高說を拜聽するは、小生の幸福之に過ぎさる所なり、然るを今諸君に對して、彼是喙々するは、寧に僭越の至りなりと雖も、實は野保局長よりも、諸君に御話致し置くべしとの注意もあり、又小生も聊か感する所を以て、御挨拶を述べ、一言せんと欲す、抑、獄務の要局に當たらるゝ典獄の重責の一端に關しては、今更喋々を要せす、夙に諸君の熟心と、勉勵とに依りて、獄務上の理論漸く進み、近來、往、見るへきものあるに至れるは、國家の爲めに賀すへき所なりと雖とも、其の實務に至りては、聊、多少の遺憾なきにあらさるなり、新々内務省より出張巡閲の際にも、事務整理上のことを典獄に問へられ、中には監獄則不完全なる故、監獄の紀律を維持すること能はすと答ふる人あり、又、中には監獄費國庫支辨とならさるか故に、事務擧からすと答ふる人あり、或は獄舍構造の不完全を口實とし、或は吏員の不足を辭柄として、事務不整理の辨解を爲さるる人あり、成程監獄則の未た改正せられさる、獄舍の未た改築せられさる、獄費の地方支辨なる、吏員の不足なる、是等は改良の点に多少の妨げあるは勿論なれとも、只、憾むらくは、事務の實際を觀察するに、監獄則を改正せさるも、監獄費國庫支辨にあらさるも、官吏少なきも、獄舍不完全なるも、此の儘にて、尚、他に改良すへき廉は、多かるのみならす、獄務の實際は、當局者平生の言論と一致せさるもの少なからさるか如し、其の一例を擧くれは、看守押丁か、囚人に私語するものあり、是、監獄の紀律を紊すものと謂はさるを得す、又、事務上の帳簿を調査すれは、書類編纂の不屆あり、或は落しきに至りては、典獄の判決を要すへき書類に、典獄の印なきものあり、之れを問へは曰はく、未た編纂に暇あらすと、曰はく押印濟なりと、是果して其の實を盡くしたるの言なるか、又、會計事務は、尤も大切なるものにして、典獄の重大なる責任あるにも拘はらす、其の帳簿を調査すれば、遂算記帳漏れ等、不整理の点を發見すること、其の例に乏しからす、現に或る二三の監獄の如きは、諸君も知らるゝ如く、之か爲めに、失体を來たしたることあるに非すや、以上は、唯、一例を擧けたるに過きす、此の他、諸君の聞知する所なりと雖とも、或は、萬一にも不注意のことなしとも云ひ難し、他縣の事なりとて、對岸の火災視すへきにあらさるなり、今、此の席にて一言し置くにとゞまる、徒らに無用の辯にあらさるべし、幸、九州各縣典獄の會合に際し、大略野保局長の意を奉りて、茲に一言して諸君の數を請ふ

決議錄

第一號挨　鹿兒島縣提出

第一　刑の執行指揮書なる一定するの件（雛形は略す）　決　各縣監事に諮議すること

第二　看守奉職中、五ヶ年以内に、病氣若しくは自己の便宜に依りて、辭職（論示は除く）せし者は、二ヶ年間は、看守巡査に採用すべからざる内訓を發せられんことを望む　決　本案を可とし、出願者に本會の希望を復命せられんことを決す

第三　看守教習期限を一ヶ月以上、二ヶ月以下に改正せられんことを望む　決　議同上

第四　囚徒服役中、兩便の廻數は、各縣一定にすること　決　午前午後各二回、還房より就寢迄、起床より開整迄、各、一回とす、但、就寢より起床迄は制限せさること

第五　監獄の廳舍を除く（以下同じ）執行中の者に、接見を出願するときは、之を許さゝるを可とするや　決　止むを得さる場合の外、許さゝること

第六　懲罰執行中の者には、入浴を許さゝるを可とするか、若、許さするも、隔室に呼ひ入るを可とするか　決　許さゝること、但、屎尿の如き、第十日には必ず入るものの時、湯を與へ又、水を與へて身体を浄

第十七　警察官吏の執行は、上級廳限の權限を待つを可とするか　決　隊長すべきものに非ざるを以て、區々の執行指揮ある事情を、由豫言に權命せられんことに決す

第二號按　　熊本縣提出

第一　屬工錢決算法の一定を望む　決　月計算とするを

第二　四人一身分帳、附屬錢置物表中、携有金受領の書式あるも、全體の出納は、一定の規則あるを以て、時々の收支を略し、放免に際し、支出殘額を登記して、本人に示すに止むることを望む　決　由獄官に、取扱上困難の事情なき、復命せられんことに決す

第三　已決刑執行中、（拘留狀なく）餘罪の宣告を受けたる者あるときは係役の上擬考せしむるか、否か、一定せんことを望む　決　作報せしめざること

第四　在監人輕懲の際、領置物品交付方は、一定の規程あらんことを望む　決　本案を可とし、臨檢官に、交付方差支の際を、復命せられんことに決す

第五　身上票取調の件

一第八號、記載例に據れば、現に刑名刑期のみを記載するか知し、然れども、右は精密を要するものに付、罪名、及、宣告裁判所なも取調べては如何　決　原按の通

二第九、第十、第十三の父母、其の他親族の行狀は、死亡者に對しては、生前の行狀を取調ふるか否か　決　原按の通

三第十の、其の他の親族は、繼父母、伯叔父母は、必、記入すべしとあるに據り、右に止むるか、又は、其の他も記入するか、又、其の住所等も取調ふるか　決　取調へ得る限りは、記載すること

第七　懲役假釋第五十七條に、懲罰中、幷、處罰屆は、一ヶ月以上、二ヶ月以內、食物の勝求を停止すとあり、司法處分の場合も、之に準するを可とするか　決　原按の通

前項を施すに當たり、左の疑問を生ず、故に問題と爲して議すること左ぜり

第八　獄內にて、罪を犯し、檢事に告發したる場合にも、尙、賦課の處分するか、一定したし　決　主務者に經伺すること

第九　看守押下の住居地は、創設を設くべきを可とするか　決　各縣適宜

第十　拇印狀を以て取監するも差支なきか　決　原按の通

第十一　監獄執行地は、確實ならずと認むる者に限り、之か取調を爲すを可とするか　決　總て取調ふること。但、確實と認むるものは、此の限にあらず

第十二　名簿原簿記載例中、第十一の教育、第十二の宗教は、教誨師に記載せしむるを可とすべきか　決　各縣便宜とすること

第十三　同第十三の休暇、人相等は、監獄署に記載せしむるを可とすべきか　決　各縣適宜とすること

第十四　取監書說は、其の收監の順序を追ひて、之を付するを可とするか、又は、四名目錄のイロハ別に依り、順序を追ひて、番號を付するを可とするか　決　取監番號の順序に依ること

第十五　在監人を、他管へ押送する場合には、四人、刑事被告人をも、名簿原簿の寫を送るを可とするか　決　原按の通

第十六　監獄取入官吏の任免は、屆に止めるべきとしては如何　決　原按の通

第十七　警察官吏の執行は、上級廳限の權限を待つを可とするか　決　隊長すべきものに非ざるを以て、區々の執行指揮ある事情を、由豫言に權命せられんことに決す

第二號按　　熊本縣提出

第一　屬工錢決算法の一定を望む　決　月計算とすること

第二　四人一身分帳、附屬錢置物表中、携有金受領の書式あるも、全體の出納は、一定の規則あるを以て、時々の收支を略し、放免に際し、支出殘額を登記して、本人に示すに止むることを望む　決　由獄官に、取扱上困難の事情なき、復命せられんことに決す

第三　已決刑執行中、（拘留狀なく）餘罪の宣告を受けたる者あるときは係役の上擬考せしむるか、否か、一定せんことを望む　決　作報せしめざること

第四　在監人輕懲の際、領置物品交付方は、一定の規程あらんことを望む　決　本案を可とし、臨檢官に、交付方差支の際を、復命せられんことに決す

第五　身上票取調の件

一第八號、記載例に據れば、現に刑名刑期のみを記載するか知し、然れども、右は精密を要するものに付、罪名、及、宣告裁判所なも取調べては如何　決　原按の通

二第九、第十、第十三の父母、其の他親族の行狀は、死亡者に對しては、生前の行狀を取調ふるか否か　決　原按の通

三第十の、其の他の親族は、繼父母、伯叔父母は、必、記入すべしとあるに據り、右に止むるか、又は、其の他も記入するか、又、其の住所等も取調ふるか　決　取調へ得る限りは、記載すること

第四　教誨師辭令書式、及、勤務方法は如何、假令は出勤簿の設否、出退の別限、引入屆出等の件　決　一定しがたし

第五　各縣より、寄托囚費として受入れたる一日廿錢の金額は、地方稅雜收入に編入するか　決　原按の通

第六　在監人を、他の被告事件、又は參考人等の爲めに、裁判所より出廷の召喚あるときは、典獄へも必ず通知あるを要す、否されば、護衛旅費日當等の請求方に差支あり　決　通知を受くるの必要なし

第七　各縣分課組織の方法を一定する事、假令ば、教誨被服工錢積入金錢の出納、看守押下の召募等に關する件　決　第三號按第一項決議の通

第八　寄托金と工錢と、人別簿を合併するの利害如何　決　各別にすること

第九　囚人の食料は、大分縣會議の議決により實施あるか、隣縣に五勺宛の二段を加へては如何　決　五勺の隣級を設くるに及ばざること

第十　四名目錄は、數年に亘り繼續して、使用する方便利なるを以て、各縣の意見如何、假令刑事被告人々名簿も外國し　決　繼續使用すること

第十一　囚徒就役の際、肩掛り又は前掛等を公然使用し得る事に、何ぞ定むる方如何　決　主務者へ稟伺すること

第十二　統計表用紙を一定なるしめては如何　決　別表の通り一定すること（別表畧す）

第十三　看守持ち給與品の品目及、保存期限、又は代價表を定むる事　決　原案の通

第十四　拘留刑を言渡されたる本人にて激昂ありとも、懲戒せずには執行し得さるものならん、各縣の取扱如何　決　檢事廳より經伺中に付、指令の上通知すること

第十五　書式の備置表によれば、金員も記入あり、施行訴訟關係上、別に證書を徵收すれば二重になり居るや如何　答　右受拂殘品云々、出張官の指示に依りて決定す

第十六　身分帳中、出獄愛護主任官氏名印とあるは、典獄の氏名印を用ふる方如何　決　原案の通

第十七　身分帳回覽者四人の名下には、捺印せしむる方如何　決　捺印せしむるに及ばざること

第十八　昔五年次分縣にて、會同の節、在監人重病に罹りたる場合に、獄外の醫師に診察を乞ふとき、許可の諮決は、不穩當に付取消すこととしたし　決　原案の通

第五號案　長崎縣提出

第一　看守警約年限を一定せられんことを望む　決　警約年限を七年と設けられたく、本會の希望なり、臨時監獄より獲命せられんことに決す

第二　在監人を減少する爲め、輕微の犯人は、可成監獄に拘留せしめざる樣、其の筋に向ひて建議の事　決　警部長、及、檢事正に協議し、一面は本會の事情を出張官に復命せられんことを希望すること

第三　還付看守費用は、各縣區々なるを以て、一般に支給する樣、其の筋に向ひて建議の事　決　各縣適宜に取計ふこと

第四　囚人に出入用紙を許すに付きての可否　決　必要なる衛生の爲、

第五　日曜教誨の効果如何　決　從來施行の儘にて、其の効果の取調を爲すこと

第六　教誨師の服裝を一定し、及、之が年齡に制限を設くる事　決　一定しがたし

第七　刑事被告人に宛てたる信書を、典獄の開封する可否　決　封の儘にて、裁判所に送付すること

第八　囚人の食費を算出する標準　決　米麥雜代薪代の四種とすること

第九　監獄にて食料を製造する可否　決　製造するも差支なきこと

第十　囚人着席順序は、如何なる標準に依るや可とするか　決　行狀の善良なる者上席とすること

第十一　刑期六月以下の囚人には、身上に付き、警察への照會は、省略することに一定したし　決　原案の通

第十二　携帶乳兒あり、其の母死亡したるとき、原籍より引取る迄は、該兒は依然入監せしむる事を得へきか　決　醫案の保護に托すること

第六號案　大分縣提出

第一　在監病者の統計を一定する事　決　病者は休役以上とすること

第二　囚人被服の着用期限を一定したし　決　各縣適宜とすること

第三　獄則違犯者として、減食執行中、重て減食に該るべき犯則ありたるときは、繼續執行するも、七日以上に及ぶ者は、一日行切り、更に執行するに一定したし　決　原案の通、但、一日を中斷すること

第四　監房戒具廢止後、更に使用せしむる事に一定したし　決　原案の通

第五　病者に使用する戒具は、醫師の指定したし　決　原案の通

第七十二號

第六　食費を減ぜざる程度にて、食物買入種類を、左の如く一定したし、一獸肉、一魚肉、一鷄卵、一魚肉、一野菜類、二千物類　決　同上

第七　食費を減ぶも、行狀不良の者は、食物の買入を許さゝることに一定したし　決　成る可く此の方針を取ること

第八　囚人餘罰の爲め、拘留狀を受けたるときは、別房に留置し、一般囚徒の扱を以て、座作の業に服せしむることに一定したし　決　原案の通

第九　在監人の夙具は、冬期（十二月、一月、二月）に限り、二つ揃とし、上被下敷せしむる事に一定したし　決　從前の通

第十　給與工錢を要消するほ、領置金高の、凡、三分一以内にて之を許し、又、親族を扶助すべき費用は、三圓以上に超過したる領置金高の三分一以内にて、之を許すことに一定したし、但、特別の場合は、此の限りに非ず　決　原按の通

第十一　規程ある諸表を除く外、便宜上より調製しある諸表を一定したし　決　當分從前の通

第十二　明治廿五年五月、大分縣に開きたる會議にて、決定せし囚人食樣表は、別表の通通知したし　決　原案の通

第十三　刑事被告人、監房外にては、深編み笠を用ひしむることに一定したし　決　原案の通

第十四　刑事被告人中、共犯者あるときは、房口名劄札に、イロハの符號を附し、區別に供ならしむることに一定したし　決　原案の通

第十五　明治廿五年五月、大分縣に開きたる會議にて、決定せし本監人の敎誨に對する答議を廢止する事　決　原案の通

第十六　身分帳取扱例第三項、懲罰執行の場所取調簿會の次に、圖番の項を設くること　決　原案の通

第十七　圖番表中に、第一號長調子の文字あり、其の範圍如何　決　調子の文字は書するに及ばざること

第十八　囚人出監濟主刑に引續き、罰金換刑執行の際に記入するの扱なるや、但、別紙第二號式の如く一定しては如何（第二號式は略す）

決　各縣の便宜にすること

第十九　在監人に給する戒の配與方を一定したし　決　配與は適宜とすること

但、買入の菜あるもの、及、優遇囚は、成るべく席を異にし食せしむること

第二十　在監人の飯量は、盛相減は斤量を以て據け渡す等ありて、各縣區々ならん、何か一定したし　決　從前の通

第七號案　沖繩縣提出

第一　女監取締の規式法を、一定するの訓令を發布せられたきこと　決　從前の通

第二　授業手の待遇を、傭員同樣にし、併せて其の懲戒法を一定する事　決　傭員同樣の待遇、及、懲戒を爲し、且、服裝は成るべく夥又は洋服を着せしむること

第三　監獄の金規は、普通の儘許さゝること　決　原案の通

第四　獄則に違犯し處罰中のものにして、父母の喪に遭ふときは、懲罰を中止する事　決　主務省へ經伺すること

第五　刑事被告人には、數物を（毛布蚊帳圖の類）一切許さゝるか　決　原案の通

第六　外役囚は、規定の動作時間内に、就役せしめ、往復從前する時間は、右規定以外と爲し居るか　決　往復に要する時間も規定以内

一組を付け一　此の令にて、全監一齊に姿勢を正しうせしめ、
一組を付け一　此の令にて役業を中止し、姿勢を正しうせしむ
　決　原案の通
一敬禮　此の令にて兩手を膝上に置き、垂頭敬禮せしむ　但、
起立せしめざるは、直立の儘兩手を垂下し、兩股の外部に當たり
て、体の上部を前面に傾けて、敬禮せしむ　決　原案の通
一直れ　此の令にて原位に復せしむ　決　原案の通
一途上にあるときは
一止まれ　此の令にて進行を止めさせ、姿勢を正しうせしむ　決
　原案の通
一敬禮　此の令にて兩手を垂下し、兩股の外部に當てゝ、体の
上部を前面に傾けて敬禮せしむ　決　原案の通
一直れ　此の令にて原位に復せしむ　決　原案の通
一進め　此の令にて進行せしむ　決　原案の通
一式場に在りては
一組な付け一　此の令にて姿勢を正しうせしむ、但、椅子に倚
りたる者は起立せしむ　決　原案の通
一敬禮　此の令にて、兩手を膝の上に置きて、垂頭敬禮せしむ
　但、起立せしめたるときは、兩手を垂下し、兩股の外部に當てて、
　体の上部を前面に傾けて、敬禮せしむ　決　原案の通
一直れ　此の令にて、

汁の類とすること

第四十　歳計后、食物購求の禁止中、再、禁止せられたる者の、期限の計算方は如何　決　前後の禁止期限を併算せず、更に起算すること

第四十一　病囚に、賞典を授與するの可否　決　授與するを得ること

第四十二　犯數の計算法を一定する事　決　入監の數を一定すること

第四十三　看守の休暇與法を一定する事　決　有効期限に限ること

第四十四　監納、夜勤交代期限を一定する事　決　十日を一定すること

第四十五　閻室の構造を一定する事　決　本案を可とし、臨場官より、本會の希望を復命せられんことに決す

第四十六　典獄巡視の際、囚員、及、異狀の如何を報答する事　決　原案の通

第九號案　宮崎縣提出

第一　在監人の行狀觀察規程、但、原稿は別に頒つ　決　各縣適宜とすること（原稿は添付せず）

第二　各警察署にて執行すへき拘留囚に、貸與する衣類臥具は、成規の如く緋色のものなるか、實際の取扱方如何　決　目下區々なるも、漸次成規の如く取扱ふこと

第三　囚人身分帳中、懲罰表に關する處罰の場合は、典獄より宣告するを可とするか、將、欠席判定とし、看守長より告知に止むるを可とするか　決　典獄より宣告すること

第四　仝上行狀觀中、第二十二目の工錢の一日の平均は、現役日數を以て平均するを可とするか、又は一期間の延日數に據るを可とするか　決　現役の日數を除き、一監獄の延日數を平均とすること

第五　仝上第十四目作業の種類強弱の欄に記載方は、各縣の取扱振り如何　決　記載の種類も、其の程の區別を爲すを要す

第六　仝上第二十七目、懲罰種類の欄には、其の種類のみを記入するを可とするか、又は其の度數をも記入するを可とするか　決　種類と度數とを記すること

第七　在監人の休業は、囚人身分帳を調製するに當たつて、始めて之を量るものにして、拘置監在監中の休業は、調査し置かざるを可とするか　決　調査の上、名籍原簿の備考欄内に記入すること

第八　囚人身分帳中に、作業表の設けあるを以て、監獄則施行細則、第四十二條の就業簿は、之を置くの必要なきが如し、實際各縣の取扱方は如何　決　作業表に依りて、就業簿は設けざること

第九　仝上第五項の手續は、寄留の者も原籍にのみ、寄留地には通知せざるを可とするか　決　原籍に通知すること

看守給與品保存期限表

品目	一ケ年給與數	保存期限	區別
外套（雨具兼用）	一個	二ケ年	現品
袴	一組	一ケ年	仝上
冬服	一組	一ケ年	仝上
夏服	二組	一ケ年	仝上
日覆	一枚	一ケ年	仝上
肌着	三組	四ケ月	仝上
長靴	一足	一ケ半	仝上
短靴	二足	六ケ月	仝上
手袋	三組	四ケ月	仝上
蹠	二枚	六ケ月	仝上
襦袢	二十四足	半ケ月	仝上

（使用し終る等に依る）

仝貸與品目數表

品目	個數
經木	一
草帶	一筋
晒貨	一筋
朝草履	一個
繩	一筋
呼子笛	一個
提灯	一張
捻草	一筋

在監人食糧通算表

七合	六合	五合
大工	大工	西洋紙縫工
桶工	紡績（男女）	紡績（男女）
指物	椿皮晒糸	卷糸
絲綿洗濯（男女）	糸綱	
サイレツ糸	綿糸	
紙撚サイレツ		

備考、管内監獄間の押送囚には、六合を給す
放免、及、裁判所召喚等の者には、四合を給す
免役日には、前日の食糧を給す

◎第四回九州各縣監獄教誨師聯合會決議錄

第四回九州各縣監獄教誨師聯合會は、明治二十七年五月一日より、同月七日に至る一週間、福岡縣筑前國三池郡大字田町、大字下里三池集治監内にて開會す、會同の各教誨師の姓名は左の如し

長崎縣　七里圓長
三池集治監　中島唯今
熊本縣　村田覺善
三池集治監　土中南湖
京都府　後藤誠諦
佐賀縣　高階海量
福岡縣　南木光丸
大分縣　大在芳逸
熊本縣　坂井親順
三池集治監　谷治逢門
宮崎縣　鐵田霧岳
佐賀縣　五十嵐貫通
熊本縣　完　鉄城
長崎縣　菊池寛容
鹿兒島縣　江上西生

因に曰はく、京都府後藤誠諦氏は、素と本會にはあらざるも、遠來の厚意を謝し、此の會に列席せしむることとなせり

開會の當初に於て、投票を以て、正副兩議長の選擧を行ひしに、其の結果は左の如し

正議長　谷治逢門
副議長　完　鉄城

一囚人奉教の念を調査するの件　決議　入監の際に、親しく個人的教誨を施し、彼が身上に就きて、證々なる訊問を試み、又、刑事被告人中

主に如何なる者に之ありや　決議　鞫打致死犯、殺兇犯等の如き、毒犯、及、犯罪繼續に、其の歳肝なき罪質にして、行狀極めて善良、且、假出獄に在りては、質表四個以上を有する者に多しと云ふに在り（但し集治監にては、本文の外、刑法改正の結果として、特に累益犯者に多しとす）

一獄居の監房の訪問は、一日一回以上とすること　決議　本案の通り可決す

（未完）

◎東京市養育院實況一斑（承前）

創立及沿革

扶桑孝子

東京市養育院は、東京市内の鰥寡孤獨を救養する所なり、其の創始は明治五年に在りといへども、其の淵源は遠く百年の前にあり、寛政年間に當たりて、老中松平越中守定信、江戸の町費を節儉し、四年にして金四萬兩を積ましめ、之を十分して、其の一を市の備金として、非常の變と爲し、之に加ふるに官金四萬兩を以てして、其の增殖を圖らしむ、當時所謂七分金とふもの是なり、明治五年營繕會議所を東京に設立するに當たり、此の七分金の殘餘を以て諸修繕費の基本となし、同年九月東京府廳より、營繕會議所に、府下の乞兒を救濟するの方法を諮詢せらるゝや、乃、三要を對策す、一に曰はく、工場を興すこと、二に曰はく、日雇會社を設くること、三に曰はく、無告の窮民を救濟すること、皆、嘉納せられ、是に於て、先、乞丐男女百四十人を收めて、之を養加州邸に養ひ、後上野護國院に堂宇を營ひ、修繕を加へて、此に移す、實に明治六年二月五日なり、其の費用は、悉く營繕會議所の資金を以て支辨し、且、其の事務も、之を營繕會議所に委任せり、是を本院の濫觴とす、爾來府廳の命令に依り、或は窮民を收容し、或は病者を治療し、或は孤兒を養育し、或は廢人を救護し、或は産婦を保護し、或は棄兒を育成し、或は迷兒を保護し、或は乞丐を取締り、或は行旅病者を救護し、或は行倒死人を埋葬し、或は變災の際、罹災者を救護し、或は非常の變災に際し、臨時の救護を爲すこと、凡そ十有餘種の多きに及べり、

一市内に本籍を有し、獨身にして、極貧、癈疾、不具、又は疾病の爲めに、産業を營む能はざる者

一全七十年以上にして、老衰し、産業を營むと能はざる者

一重傷を被り、即時に報ずべき所なき者

一本人獨身にあらずと雖とも、前條に該當し、其の家人老衰、疾病、又は不具にして、給養すること能はざる者

然れとも、其の入院を許す人數には、本院基本財産の利子にて、收養するものなれば、基本財産の增值に隨ひ、其の人員も隨ひて增加し、今や基本金より生ずる利息は、一ヶ年七千餘圓となるを以て、一日二百五人（廿五年度）を收養し、此の外其の郡部に係るもの、一日拾人をも其の依托を受けて收養せり、加之、明治十六年よりは、行旅病者をも、其の筋の委托に因りて、本院にて保管治療の事を擔當し、又、全十八年よりは、棄兒、遺兒、迷兒の保管をも擔當し、現在本院に收養する所のものは、常に六百名を上下せり、其の費用は衣食、被服、藥餌、其の他一切の費用を通計して、大人は一日拾錢、小兒は七錢二厘とす

院内各室には、看護人を置き、幼童室には、幼童世話掛を置きて、各室に從事せしむ、入院者は、老衰と雖とも、多少勞作に任ふる者は、工事を授けて、一も坐食せしめず、病者は之を病室に入れて治療し、夫妻たりと雖とも、男女全室を禁し、乳兒は母子全室を許すと雖とも、三四歳に至れば、斷乳分居せしめ、幼童の乳を要するものは、里親に託して保育せしむ

院内に、簡易小學を設き、書記一名、雇員一名之が教師となり、學齡の者をして、皆、就學せしむ、又、滿七年以上の男子は、五人を一組となし、各組にて、年長にして品行善く、其の學業も上なるものを撰びて、

の行狀錄を査察し、又、彼が佛前に對する擧動の如何を視察する等、是等の材料に據りて、教誨師の臆斷に判斷を下すの外無しと云ふに決す

一教誨表改正を、本山に稟白するの件　決議　考案を付して、稟白するに決す

一休役間教誨に、囚人の分類を爲すの件　決議　罪質犯數、及、教育の有無等を、成るべく多くの條件に依りて、分類的教誨を施すの方針を取ると云ふに決す

一囚人の看讀する書籍に、教誨師の關渉するの件　決議　看讀する書籍中に、感化上有害と認むるものあるときは、其の意見を、典獄に上申すと云ふに決す

一囚人に貸與する書籍の備付の件　決議　成るべく本案實行の途を開かれんとを、典獄に上申するに決す

一道府の香花料を全廢するの件　決議　全廢するに決す

一犯則の囚人の、再度の犯則を防ぐの良策は如何　決議　再犯豫防の教誨上に大なる便利あるを以て、條件付懲罰の實行あらんとを、典獄に上申するに決す

一犯則後、自暴自棄に陷るものは之なきや、若、之ありとせば、自暴自棄ならしむるの良策は如何　決議　速く其の原因を探りて、所謂癈病與藥餌の教誨を施さんと云ふに決す

一處罰執行の前後には、必ず教誨室にて、特別教誨を施すの可否　決議　可とするに決す

一本會の議事錄は、單に其の議決を記載し、成るべく各自歸任前に配付するものとす　決議　本案の通可決す

一囚徒の特赦、及、假出獄等の最典に預かる者は、其の行狀願書等は、

院則及情況

明治廿三年より、本院は市の所屬となれるを以て、其の入院規則を改定し、其の入院せしむべきものを定限すると左の如し、但、院費に定額あるを以て、每時定數の外は、入院を許さず、其の職員は、拾人の定數を

組長となして、管理に擬にす又毎週一回、教誨會を開き、專ら修身及、實業上の教諭をなす、其の大人に至りては、別に教育の事あるもなし、き雖とも、毎週一回は、東本願寺派員の說教を聽聞せしむ

入院者死亡したる時は、區役所に照會し、其の親戚の屍を受領するなきものは、之を火葬し、骨て谷中了院寺内に建設したる火龍塔中に納め、三年間を過きて、其の遺骨を受領するものなければ、之を墓葬地に合葬す

入院者の食料は、五年以下は三食とも、柔軟なる米食を與へ、五年以上の者は米六參四の食を與へ、他は、皆、參六米四の食を與ふ、但、朝食は男女老幼總て弱な給す、三食、皆、醃菜、梅干、食鹽の類一品を添へ又、晝は醬汁、晩は一菜を與へ、幼童には、毎日間食に菓子數個を與ふ、沐浴は夏秋熱美の節は、一日一浴とし、冬春の間は三日一浴とす、理髮も、亦、男女程度あり

入院者をして、從事せしむる工業は、張文庫、屏風、草履、草鞋、繩等の數種となし、其の官人は、按摩の業を執らしむ、而して、其の製造品は之を賣却し、其の純益を工業益金として、本院の收入に充つ、其の作業者に付すべき賃錢の半額は、其の出院後の資として、本院に預かり、確實なる銀行へ假約預けとなし、利子を加殖して、出院の際之を下附するものとし、十歳以上の者は、別に麻裏草履製造、又は麻縄等をなさしめ、其の賃錢は、悉く之を貯蓄せしむ

本院經濟

本院の基本財産は、明治十八年以降、毎年宮内省の　恩賜金、及、慈善會寄附金、慈善家の寄贈金、郵便の殘餘等の諸項、積みて、今や通計拾一萬九千七十六圓四十六錢となりぬ（明治廿六年三月廿一日計算）此の財産は、總て市の公債に換して、實利子壹ヶ年金廿千貳十四圓を收入し、此の利子にて救養の費用に充つるものとす

明治十八年には、本院の資金の增殖の爲め、有志紳人慈善會を創し、開業一回必ず開會して、毎會數千圓の寄贈ありき、其の會則は、會員たるものは、一年一回開會に當たりて、參圓以上、拾圓以下の金員物品を該會に寄贈し、其の物品は、之を實却して、其の代金にて、寄贈金と共に、本院に寄贈せらるゝものとす、而して、此の項の金額は、本院基本の大部分に屬れり

慈善者寄附の金錢は、都て原資に補充して、一時口腹の爲めに消費せず但、其の殘に食餌布帛の料として、悪む所の金錢は、必ず物品を購ひて分配して、其の厚志を全くす、又、物品にて惠與するものは、昔、其の現物を割與するを例とす

近來、入院を哀願する者、益、多く、其の願書常に數十通堆積するも限りあるの費途を以て、限りなきの窮民を救育するみと能はず、但、務めて冗費を省きて、收育の人數を增加せんと欲するのみ、本院は、初め工業を奬勵して、其の經費を減省すべき計を設けたるとありしが、今日は、復、昔日と大に其の趣を異にし、工業を以て、其の經費の補助を計るが如きは、已に齒牙に屬したるを以て、唯、專、原資金を增殖するの計をなし、其の利子を以て、漸次救養の人數を增加するにあるのみ

本院の敷地は、貳千九百餘坪にして、明治十八年移轉以來、漸次增築なりて、殆、空地なく、目下五百名以上の入院者は、悉く不具癈疾病者、老幼にあらざるはなし、然るに、其の運動、及、非常避難地なきのみならず、北隣稠密にして、土地卑濕なれば、到底永住するに適せず、因りて、二十四年五月常設委員會にて、人家稀粗にして、尤も高燥の地に移轉せんことを議決し、爰で委員長、委員、幹事等三拾餘箇所の地を檢閱し、其の十八箇所を能けて、委員會の議圓に附し、遂に小石川區、大塚辻町十

入番地、及、其の隣地合計一萬六千八坪九合五勺の地を、適當なるものとなし、其の所有主より、壹萬貳千圓にて買收すべき承諾を得、十二月九日附を以て、市の參事會へ其の地を購求して、本院を新築すべき事を開申し、三月十三日市會の議決を經て、之を購求し、尋て技師要木親貴に依托して、新築の設計に着手せり

（未完）

海外通信

◉故獄務顧問ゼーバハ氏建碑の謝狀

本書は、石澤東京集治監典獄より、各府縣典獄へは、それ〳〵通報せられたる趣なれども、一般に行渡らざるべきを以て、茲に之を載す

拜啓陳者在獨逸故フォン、ゼーバッハ氏之母儀貴國監獄諸員の御厚志を以て、貴國内務省屬故フォン、ゼーバッハ氏の爲め墓碣御建立被下候趣拜承右御懇篤の擧を深く感謝仕該謝意其御筋へ通達有之樣在横濱我國總領事を經て拙官へ申越候間右謝意閣下より當時御盡力被下候東京集治監典獄石澤謹吾氏其他へ可然御通達被下度希望仕候此段御依頼得貴意候敬具

一千八百九十四年五月九日

獨逸國特命全權公使
男爵　フォン、グートシミット

内務省警保局長小野田元熙閣下

◉監獄及囚人（承前）

近時の改良

ホワールド監獄協會書記ウ井リヤム、タルラック氏は、昨日フインスベリー、サーカッスなる倫敦教會にて、監獄、及、遇囚法を講演したり

氏は遇囚法の歷史を說きて、陰雲密霧の間に彷徨する流星に比し、一たび右猶太、及「ウエルス」、「ブリテッシ」の時に其の光線を漏らし、再、近時に於て比較的に光芒を放つものとなしたり、蓋、近時の英國と雖も、犯人の科罰、及、改良を圖るみとよりも、尙、一步進んで犯罪の爲めに害を受けたる人の利益、及、賠償を圖ることに於ては、又、彼の古昔の猶太、及「ウエルス」「ブリトン」時代に等しとするも、恐らくは超絕することなかるべし、元來賠償は、摩西法の、最、重要なる一事項なるに、吾人の、最、尊崇すべき古人は、先、出來得る丈犯罪者、及、是等類似的の者を矯正せんが爲めに、費途を支出するを、第一の要務となし、今日英國と雖も、尙、被害者は其の害惡を行ふ者

に對し、告訴せんが爲めに、大なる費用と、心配とを費やさゞる可からざるに至れり、而して、其の行犯者は、入監若しくは罰金の刑を科せられたるときと雖とも、被害者に對し、毫も還償するの思慮あらざるなり、唯、甚、僅かの地方にて、法律は其の他方官吏の命令として、或方法に依りて、訴訟の費用、及、心配を擔承するものあるに過ぎず、例へば、最、有害なる兇徒を發見せんと勉むる、彼のラポチエール氏の公義ある行爲は、之を敏捷に發見し、國庫の費用に屬せしむる代り、一私人の費用として千磅を要すと云ふが如きは、是、豈、國家の一大恥辱ならずや

幼年犯者

十八世紀に當たりて、ヨン、スコットと名つけたる幼者が、垣墻を踰越して林檎を窃取したりき、然るに、時の審司は、之に命ずるに刑罰を以てせずして、父に對かひ、被害者に對して賠償を爲すべきことを命じたり、其の父は之が爲めに、此の幼者の未來に向かひて、深き注意を加へたるの結果、幼者は終に大法官となりたるの事實ありたり、タルラック氏は、此の例を敷衍し、感化院、及、工業學校に在る二万人の幼者の兩親に對し、此幼者の衣食費として、且、被害者に向かひ

獨居房

千八百三十年に在りては、各國殊に合衆國に在りては、嚴重なる獨居法を施行して、幾多の弊竇を刷新せんと圖りたりき、是の故に地下に房室を設け、些の光線だに洩らすことなからしめ、作業、書籍、及、器具をも與へずして、並に不幸なる犯人を監禁したりき、固より死、及、自殺は、當然の結果たるべきこと論を俟たず、是を以て、米國人民は此の弊を矯めんとし、分房監獄の必要を感知するに至れり、此の說は、彼の有名なる文學者チャーレスデックンス氏の、米國記事に於て述べたる背理の構造說に依りて、一層其の氣運を高めたるもの、如し、デックンス氏の所謂莫連者（其の人は難居監にて、擾騷の煽動を爲したる者）は、四十二歲迄生活したる者にして、其の十四年間に、社會に生活し、遂に、再、隨意に費府の分房監獄（獨居にあらず）に來たり、恰も教育所の如く、親睨したる官吏の間に、餘命を送らんことを請求し、終に此の奇怪なる請求を容れたるの事實なり、斯の如く、現時に迄米國監獄の弛廢する所以のものは、全く以前の酷遇に對したる反動より起こるものにして、共に極端に趨りたるの結果たるを免かれず、而して、又、米國兇殺者

の總數毎房七千人に下らざるか如きは、多くは惡交際を避けんが爲めの分房に對して、起こりたる危險なる反動の結果とす

分房制

白耳義、及、大英國は、彼の嚴酷なる獨房制を用ふるの愚を學ばずして、一般囚人に對し、良好なる程度に於ける分房制を採用し、爲めに好果を得たる事尠なからず、斯の如き分房は、單に惡交際を遮絶するに止まり、又、常に遮絶せざる可からざるの意義を有す、則、一面教誨師、教監、看守、典獄、及、其の他の者は、頻次囚人を訪問せざる可からす、而して彼の囚人に、作業、運動器具、書籍を與へ、品行善良なる者に對しては、又、之に相當するの特權を與ふ、一たび之に拘禁せられたる者は、往事を追想し、過去を計畫し、時々宗教的の諫言するを得べし、而して又、其の作業は、（監獄作業として機械を要するものは適好ならす）或は、囚人中個人的作業の爲め幾分の緩息を招くの虞なきにしも非ずと雖も、成るべく外役に從事せしめざるの方針を採りたり

分房制は、其の初めに當たりてや、多額の費用を要すと雖も、究竟經濟の裏を得たるものと謂はざる可から

すべき還償として、現時の費額よりも、尚、多額を要求せば、此の幼年犯者の大部分は、有効に、且、廉價に防制するあとを得べきを以てせり、固より是等の兩親は、大に其の責に當たらざる可からざるの義務を有するものなり、即ち彼等の幼者に對し、盡くすべき義務を怠りたる者として、費用を支出するか、若しくは、入監せざる可からざるなり

眞好なる古代

講演者は、尚、一步進めて、封建時代、中世紀の遏囚法、礦穴の時代、訊問、拷責臺、車、其の他恐るべき諸般の方法の時代を暗霧として概論し、此の恐るべき兇暴の時代を名つけて、良好なる古代と稱せり、蓋、反對の語を用ひたりと雖も、亦、其の適切なるを感知すべし、何となれば、監獄の遏囚法は、ホワールド時代の後、拷責具時代の後、久しく廢滅に歸し、殊に英國監獄は、老幼の不正なる交際、兇惡の通謀等ありて、非常に腐頽したればなり、現にニューゲートにては、五十年前迄は、此の觀物（他の共同監獄に在りては通常なる）は、常に罵詈、拏行、蹴踢、非禮、及、比較的に兇暴ならざる囚人に對して、殘虐を加ふる等あるを以て、却りて門衛相爭ひて覺んとせしを見るに至れり

す、何となれば、之れに依りて罪惡の減省を來たし、且、長刑期を以て雜居監に拘禁するよりも、寧、懲戒感化に適切なるを以て、小刑期間拘禁すれば足るの二利あればなり、而して、其の分房制に拘禁するの時期は、二年を最長限度となすべきも、概ね一年を超ゆ可からず、此の限局したる時限に於て、通常の注意を以てすれば、決して其の身体の安全を毀傷するが如き所なかるべし、若、一房にして之を建築するの際、一たび百七十五弗を要するも、之を彼の毎年社會に損害を與ふる所の窃盗の費額と見做さば、豈、又、廉なちずや、其の他分房制の適用に伴ひ、合衆國にて、感化院、職業學校、放免囚保護會社、學校、廉價なる新聞等の防制機關は、過去に於て非常に增加したるなり、之を要するに、該國は、今、尚、世界各國と同じく、遇囚、及、犯罪防制に向かひて、全力を擧げて、其の注意を傾倒すと云ふべきなり

宣告

監獄改良の事業、爲すべきもの、頗、多し、殊に宣告に於て然りとなす、從來の不良行爲に對し、宣告の積累は實に全く慣習犯者の無益なる短日月の入監に向かひて、幾多の侮慢嘲弄を避くるに足るの力を有せざる可からず、尚、適切に之を云へば、眞の制度とすべき所は、其の罪惡と不良とを區別するを要す、初犯囚は、決して、再犯囚と同監せしむるを得ず、又、適當なる人士の囚人を訪問する（殊に貴女の女囚を訪問する）が如きは、最も望む所なりとす、幼年者の入監は斷乎として之を排斥し、乞丐浮浪の輩は、之を救助するか、若しくは、禁錮するか、其の一を撰はざる可からず

防制

遇囚法に關し以上述べたる所のもの、及、其の他の改良に付きて、拉に附言すべきものは、防制に向かひて、尚、十分なる方法を採ることを是なり、殊に飲酒の容易なる組織（免許なき、且、檢査をも受けざる飲酒倶樂部）の減少、顚狂院等に關する嚴密なる紀律、地方の弊風、及、不良の行爲に對し、警察官の公力（然れども「リバープール」「マンチエスター」「ノーウイッチ」に於ては既に此の方針にて、非常なる運動を爲したり）商業を他國に逐ひ出さんとし、之が爲めに、無職業者を增加するに至る淺薄思想の教育、工業、及、智識的教育と共に、宗教の愼重なる維持、尚、進みては多くの寺院、及、一個人に於て、既に從事したる傳道事業として、尚、一層擴充するが如きは、犯罪防制上至要の事項なりとす

諷叢

◎冥途歸の土産話

貴殿は、頃日冥途より御立歸の由、定めて面黑き御話もありつらんと存候、チト後學の爲め、承知せまほしくて罷出て侍りぬ、イザ聽聞な仕らんと詰寄すれば、左ればなり、處替はれば品替はるとか、隨分めづらしき話もありつるが、一々には語り難し、イデ其の一ツ二ツを振い摘みて、お話しせさんを

◎困るもの

冥途にては、御案内の通り、我々をば、朝な夕なに、赤條々にして、撿身てふとする習なるか、或時、奴も裸体になりて、其の撿身を受け終はりて、衣服を着けんとしたりしに、いつの程にか、衣服は足の生えたりしやらん、何處ともなく、陰を隱したりけれは、あられもなきさまにて、暫したゝずまひたるには、いと困却仕候らひき

◎をかしきもの

右撿方の方法には、様々有之候へ共、中に就き、越中褌の前をはづし、大手をひろげて、大股に廊下をあゆませらるゝを、背後より見るときは、其の越中褌を引摺りたるさま、目もあてられぬ異樣の觀ありて、思はず噴飯仕候らひき

◎苦々しきもの

御承知の如く、我々は、一同同時に膳飯仕候ふ事なるか、或時奴分は、他人の盜食する所となりて、爲めに空腹に堪へさる事の候ひき、又、或時は、炊事掛の期定違にて、此の災難に罹かるとも候らひき

◎たまらぬもの

是も御承知の通、彼の地は、女人禁制の事に候ふ故、女人といへば、話にだに耳引立つる處なるに、或時、女人の廿五六にて、併も姙娠中なるを見受けたりしが、誠に妙なる感覺を起こして、變にムラ〳〵と仕りたる事、奴而已には無之候らひき、跡にて聞けば、此の女人は、女鬼の下働なりとか云ひき

◎名なしの權兵衛

彼地には色々の役名あるか中にも、名の付け方のなき役人も有之候、其の役人とは、娑婆で云ふところの、使丁にあらず、又、押丁にもあらす、勿論看守にはなほあらず、而して、其の職とするところを聞けば、我々の手助をなすものにて、時としては火の車を挽くと云ふ、其の採用方を聞へば、娑婆の押丁に准ずと答ふ、此に於てか、我々は異名して、名なしの權兵衛とそ唱へ奉る

（以下次號）

獄事彙報

高知縣監獄囚人作業表

刑名	刑期	休暑休業	工場名	監房名	刑期滿限	現役百日濟	明治　年　月　日	明治　年　月　日	番號	職業	氏名
重禁錮	年　月　日										

等級飯糧及一時間工錢

作業名	等	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日
	日	錢 厘	錢 厘	錢 厘	錢 厘	錢 厘	錢 厘	錢 厘	錢 厘	錢 厘
	合									
	毛									
	等									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	日	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
	合									
	毛									
	等									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	日	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
	合									
	毛									
	等									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	日	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
	合									
	毛									
	等									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	日	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
	合									
	毛									
	等									

就役囚心得

一素品製品器具ノ最モ叮嚀信切ニ取扱フヘシ假令過誤ニ出ルト雖モ毀損散失等ノコトアル件ハ處罰セラルヽコトアルヘシ

二科程ノ等級ハ常ニ上ランコトヲ心懸クヘシ殊ニ三等以下ノ科程ハ一人前ニ足ラサルモノナレハ三等以下ニ在ル者ハ貢テ昇等スル樣勉ムヘシ

三作業意情ナルトキ及相當ノ事故ナクシテ當日ノ科程ヲ了セサルトキハ處罰セラルヽコトアルヘク且其勞動不十分ナルトキハ次等ノ食糧ヲ給セラルヽコトアルヘシ

四一時間工錢額ハ科程ノ完了ニ伴フモノナレハ若シ科程ヲ了セサルモノアルトキハ其割合ニ應シ減少セラルヘシ

五科程ヲ了スト雖モ服役時間內ハ倘服役スヘキモノトス

六科程ノ等級ハ十日間毎ニ上下セラルヽコトアルヘシ

七科程表ハ各工場ニ掲示シアルヲ以テ休役時間ニ許可ヲ得テ之ヲ熟知シ置クヘシ

八勉役日ノ使役及科程外ノ作業ニ對シテハ科程外ノ工錢ヲ給與セラルヘシ

九作業ヲ勉勵シテ食費ヲ償フ者ハ其工錢ヲ以テ食物ノ購求ヲ許サルヘシ

十賞表三個已上ヲ有スルモノハ將來生計ノ爲メ作業ノ變換ヲ請フコトヲ得ヘシ

服役時間

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
明治　年	七時卅分間	八時間	八時卅分間	九時間	九時卅分間	十時卅分間	七時間					
明治　年												
明治　年												

給與工錢告知額及食費否

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治　年												
明治　年												
明治　年												

（明治廿七年五月廿二日大坂市大坂朝日新聞）

●紀念碑　大阪府監獄署に於て小林典獄を始め各課長の發起に出でたる故前田典獄の紀念碑は其遺文を重野文學博士に請ひ不日脱稿すべきに付來月を期し樓の宮境内接續なる東成郡島村の地に建碑式を擧行するよし

（明治廿七年五月十八日宇部宮下野新聞）

●外人本縣監獄を評す　先月卅日米國宣教師フイッショル氏は當地稱音教會傳道師河合篤叙氏の紹介により本縣監獄を一覽したる事は當時の本紙に記載せし所なるが同日河合氏の通譯により種々の質問を試み又た談話せし中に同氏は米國に在りて一度せられたる大なるものと稱すべき三四の監獄に比して左程劣るべしとも見ゆるすべて殊に僅少なる經費に比較して清潔法の行屆けり取扱方の深切なる監理の行屆けるは感服の外なしと評し教誨の事に至りては事情仕方なからんにしと首含しと遂に同氏か在米の日或一大監獄の女監を一見せんとして謝絶せられし摸様を語りて云ふには餘の訪問せし數日前一貴女ありて何事をか女囚等の爲めに爲さむとて深切に見舞ひ各室を見終りて厨房に入りしに「すわや」とて一人の女囚か手に持てる泥水を浴せかけしかば倚羅の衣裳もさながら滿身ぐしよぬれとなり大に禮を欠きしとかにて又も斯る狂態のあらむことを恐れ謝絶せられしが餘の余り今無事に一覽し終りたるは監理の行屆けるとは云ひ亦た典獄監導の厚意は實に感謝の新聞に通信すべきやを約し紀念として監獄製造の織物五圓許を買求め歸京せられしか數日前拜謁歸京後早速御禮狀差出すべき筈の處彼是取紛れ延引致候段御海容被下度乍遲延御禮狀認申候扨去月は突然參上致し種々懇情に預り頗る感謝の至に不堪候特に御懇篤なる御導によりて宇都宮監獄の摸様并に貴下の御監理の實に周到なるを拜見仕り大に有益なる知識を得且つ日本監獄内の實況をも詳かにし後來生が事業上少からざるの助けと相成るべく只管喜び居申候小生は確かに貴署の實況を見て頗る喜びし居申候小生は確かに貴署の實況を見て頗る喜びし居申候小生は確かに貴署の實況を見て頗る喜びし

なり大守殿の命らに次遠藏あるは勿論に人危險なるみ以て之を他に移轉せんとの民政軍部内に起り之れが檢所を調査せしに城東二疊町邊は至極恰當と認められ又陸軍監獄も離宮と變置しあれば是亦他に移轉せしめさるべからざるより愛知縣監獄の今の新築に着手せざる以前に該數地を買上げんと陸軍省に於て決定したれば今回の臨時會へ監獄新築地の移轉を諮るとなれり

●監獄署の電話架設　廣島監獄署の典獄室と同第二課（看守課）幷に今度移轉せし假拘置監とは其距離殆んど二百八十八間許あるが其の間の關係事務は隨分頻繁にて此れまでは給仕小使を以て用を辨じ居りたるも斯くては至急を要するなどに付き不便少からざるより今度右の間へ電話線を架設するとなり昨日より廣島郵便電信局へ委托して架設に着手したりとぞ

（明治廿七年五月五日高知市高知日報）

●囚徒の賞表　客月中當監獄囚徒にして獄則を謹守し作業に勉勵し改俊の行爲著しきと認め賞表を授與せられしもの男五人女二人

●囚徒の減食と暗室　又客月中囚徒の處罰せられし減食者は男二百三十七人暗室男五人屏禁男二人女一人獨房男三人外に訓戒を受けしもの百七十七人等なり

●在監人員の比較　當監獄に繫留する刑事被告人及び囚徒の現在人員を比較するに如左

	廿七年四月四日現在	廿七年五月四日現在
刑事被告人	一九九	一七一
囚徒	一、三八〇	一、四二九
懲治人	七	四
別房留置人	一一	一一

（明治廿七年五月十九日中央新聞）

●財政革新會の奔走　帝國財政革新會は去る十七日貴族院を通過したる彼の監獄費國庫支辨拔は是非共衆議院をも通過せしめんと大に奔走し同會の四日舉古其他數立ちたる者三四名は衆議院の最寄なる知人の方へ

も除くの外なれば如何なる强暴にても逃走なし●逃亡　も亦何時にても よし但書證紙は官より交付せられ之を認めるには外室に於てす監房には 紙筆を禁す●食事　は朝は汁と香物晝は煮物一品晩は肴あり此節なれば 壹枚位を當行ふ只米のみは最下等にて悪臭鼻を穿つといふ●洗湯　は 五日毎に一回づゝなりや流汗もなし得るなり●監房　は二間に三間半 の室に被告人一名にて數物は七島表一枚と薄き藁莚二枚宛なれば冷氣肌 に徹るといふ餘れさも此節なれば二枚の納入にて十分なる由又空氣の流 通は宜しけれども光線は極めて薄し待遇は總て被告人の意志に立ち入ら ざる時は毎に注意せり唯だ感むらくは典獄の巡視の度不足なり元木村典獄の時 には毎日一回づゝの巡視あり時としては夜分も巡視するときへありしが 今はやう〳〵五日に一遍位なり兎角典獄の巡視繁きときに隨つて小役人 が被告人を虐待するも少し緩慢議員諸氏も折々見廻りする事ありといふ

（明治廿七年五月十二日北海道根室每日新聞）

●囚人斃れて死す　當根室監獄支署の囚人渡邊晉三郎なるものはかねて 病勞衰治癒に繫がれ居たるものなるが去る廿五年の秋同囚石部傳次郎外 一名と共に同監を脫走し阿寒山の麓に於てアイヌ人一名を殺し財物を强 奪せしも四五日の後、同所より四里許を隔てたる處にて土人の爲めに捕 へられ其節一名は銃殺されて喜三郎傳次郎二名のみ當監獄へ送られ種々 取調の末、本年三月十三日强盜殺人罪にて死刑の宣告を受けたる兒悪なる が流石に生命は惜しと見へ控訴したき考へにて先頃辯護士に面會を求 め自己の意思を陳述して依頼せしも到底其ダメなることを驗されしより 募ひ迫りしものと見へ去る十二日夜、帶と手拭とを繰き合せ自ら縊死し たりとぞ

（明治廿七年五月十七日松本町信府日報）

●獄事諮詢會　昨日松本監獄支署に同例會を開きたり問題は幼者窃盜 を罰し區裁判所へ起訴ありたる時不論罪の結果懲治場留置四月を言渡さ れし場合あり此留置處分は憲成法第十六條第二項に抵觸するや否やに外 一同の討論ありしといふ

（明治廿七年五月廿二日名古屋市扶桑新聞）

●愛知縣監獄新築地の事情　城東二疊町へ愛知縣監獄署を新築移轉する

◎名籍原簿 西洋クロース脊皮上等綴 金三錢五厘
囚人身分帳 小口一枚 金五錢

（五百部以上壹部に付金六錢 千部以上仝）

◎刑事被告人々名錄。囚名目錄。刑事被告人出監簿。放免曆簿。囚人出監簿。死亡帳。假出獄證票 一枚 金貳厘五毛

右各帳簿類各監獄署より陸續御註文の榮を賜はり目下調製中に御座候に就而は此際各御監の御便利を計り身分帳（表紙を除き中身に限り）及び各帳簿類何れにても一葉貳厘五毛（但半截のものは一厘五毛）の割合にて印刷仕り居候に付御註文に應じ可申且つ名籍原簿以下は御監により枚數の多少も可有之に付御都合に依り製本御望みに候はゞ本綴假綴とも精々特價を以て調製可仕候猶雛形は過日御發布に相成候に付何れも御承知の事と存じ候間別段改めて見本は差上不申候得共寸毫の相違も無之樣調製可仕候尤別段御好みも御座候はゞ原稿御遣し被下度候

右各帳簿類各監獄署より陸續御註文の榮を賜はり目下調製中に御座候に就而は此際各御監の御便利を計り身分帳（表紙を除き中身に限り）及び各帳簿類何れにても一葉貳厘五毛（但半截のものは一厘五毛）の割合にて印刷仕り居候に付御註文に應じ可申且つ名籍原簿以下は御監により枚數の多少も可有之に付御都合に依り製本御望みに候はゞ本綴假綴とも精々特價を以て調製可仕候猶雛形は過日御發布に相成候に付何れも御承知の事と存じ候間別段改めて見本は差上不申候得共寸毫の相違も無之樣調製可仕候尤別段御好みも御座候はゞ原稿御遣し被下度候

弊舍は舊監獄官練習所に於て監獄に關する書籍及諸帳簿は熟練致居候殊に本帳は內務省御訓令の雛形に基き前記の定價を以て調製仕居候間御入用の御監は其の部數御申越次第直に調製御送付可致候尤も監名摺込其他特別の御註文有之候節は其旨詳細御申聞被成下度願上候

豫約申込所 監獄書籍總出版所 監獄協會出版主任 **東京並木活版所** 池田宗平

誨敎誨叢書第二十九輯目錄 五月分

○敎　誨　心の迷を晴らす法如何……網走…阿部政恒
善果を結ひてよ……十勝…中江汪
○宗　敎　上天の知遇……增野悅輿
米國囚人への來信……仙臺…コルチス氏寄稿
自誡……渡邊望岳
○傳　記　神武天皇……大塚素
○讀史書感　日本開化の起點……長陽外史
○日新公敎訓歌解
○勸　話　褒められる心　吉野山（插圖）濃川生
中心の修練　な、わ、天岳
華盛頓の孝行……函館…ソーハアル氏講話
倫古龍の正直
草履取直助（插圖）……雲外
○讀　方　地理階梯　日本の河川